労災保険業務機械処理事務手引

（給付統計データ関係）

平成１９年４月

厚生労働省労働基準局

基発第 0326001 号
平成１９年３月２６日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

「労災保険業務機械処理事務手引（給付統計データ関係）」の改正について

給付統計に係る機械処理事務については、平成１３年３月３０日付け基発第２２１号通達（以下「２２１号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、「労災保険業務機械処理事務手引（給付統計データ関係）」を別添のとおり改正し、平成１９年４月１日から適用することとしたので、下記の改正点に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、２２１号通達は廃止する。

記

1　二次健康診断等給付システムの稼動により、給付統計事務処理に必要な項目を追加したこと。
2　日本標準産業分類第１１回改訂に対応させたこと。
3　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成１８年法律第４号）において定める特別遺族給付金等に関する事項を追記したこと。
4　事業の種類の新設に対応させたこと。
5　地方支分部局の統廃合に対応させたこと。
6　その他、所要の字句の整理及び訂正等を行ったこと。

目　次

Ⅰ　給付関係機械処理業務の概要
101　給付統計処理の目的……1
102　機械処理の概要……1
　1　電子計算機処理の主な内容……1
　2　給付統計処理の概念図……2
103　管理資料・業務統計リストの種類……3
104　帳票入力……4
　1　入力帳票の種類……4
　2　帳票作成上の一般的注意事項……4
　3　帳票記入上の留意点……4
　4　各項目の書始め位置……5
　5　入力業務の運用……5
　6　端末障害時の代行入力……5
105　給付キー及び給付関係台帳の取扱い……6
　1　給付キーの取扱い……6
　2　給付関係各台帳の取扱い……6

Ⅱ　給付データの作成
201　給付支払調査票の入力処理の流れ……7
202　給付支払調査票作成のための準備……8
　1　短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーの確認……8
　2　記入項目の確認……8
203　給付支払調査票の作成……9
　1　通常の処理……9
　2　給付支払調査票入力後の訂正及び取消処理……9
　3　帳票作成上の注意事項……9
　4　作成対象……10
　5　給付支払調査票の様式（帳票種別 36102）……11
　6　記入項目……12
　（1）a　療養（補償）給付〔短期給付キー〕……12
　（1）b　療養（補償）給付〔長期給付キー（年金証書番号）〕……14
　（2）休業（補償）給付……16
　（3）障害（補償）給付……18
　（4）遺族（補償）給付……20
　（5）葬祭料（給付）……22
　（6）傷病（補償）年金……24
　（7）介護（補償）給付……26
　（8）二次健康診断等給付……28

7　記入要領……30
8　記入例……40

Ⅲ　各種リストの内容と事務処理
301　管理資料……45
1　給付種類別データリスト合計表（配信リスト）……45
2　給付データリスト……48
302　業務統計リスト……50
1　第１表補償給付支払状況平均支払額（月報・決算）……50
2　第２表特殊適用別補償給付支払状況……52
3　年金支払状況（月報）……54
4　年金支払状況（決算）……56
5　特別支給金支払状況表（決算）……58
303　二次健康診断統計……60
1　二次健康診断等給付支払状況（月報・決算）……60
304　リスト印書依頼……62
1　対象となるリスト……62
2　依頼方法……62

Ⅳ　給付状況検索
401　給付状況検索の目的……65
402　検索の概要……65
1　事業場別給付状況検索……65
2　局署・業種別給付状況検索……65
403　検索業務の運用……65
404　入出力様式……66
1　入力帳票（帳票種別 36101）……66
2　出力帳票（帳票種別 553）……67
3　入力画面……70
4　出力画面……72
405　給付状況検索の検索内容……74
1　事業場別給付状況検索……74
2　局署・業種別給付状況検索……76

Ⅴ　エラー表示
501　エラー表示……77
1　ＨＣメッセージ……77
2　形式エラー番号表……78
3　関連エラー番号表……79
4　項目別エラー番号表……82

別　表

1　都道府県労働局及び労働基準監督署コード表……９７
2　都道府県労働局及び公共職業安定所コード表……１０１
3　業種コード表……１０６
4　日本標準産業分類（中分類）コード表……１２２
5　傷病性質コード表……１２４
6　傷病部位コード表……１２８
7　通勤災害における傷病性質コード表……１３０
8　通勤方法コード表……１３０
9　事故の相手方コード表……１３０

I　給付関係機械処理業務の概要

101　給付統計処理の目的

給付統計処理は、短期給付一元管理システム、年金・一時金システム、介護（補償）給付システム及び二次健康診断等給付システム（以下「給付システム」という。）並びに「給付支払調査票」の入力により日々蓄積された給付データを活用し、各種統計表の作成及び情報検索を行うことにより、局署別又は事業場別の労災保険給付状況などの労災補償業務の運営に必要な資料の提供を行うほか、労災保険の収支を通じて労災保険財政の健全化に資するための資料の提供を行う。

102　機械処理の概要

1　電子計算機処理の主な内容

（1）給付データの作成

イ　給付システム

給付システムにおいて管理されている短期給付一元管理台帳、年金・一時金台帳、介護台帳及び労働保険番号台帳等の保険給付に関する各台帳（以下「給付台帳等」という。）の給付情報をもとに、給付データを作成する。

また、給付台帳等の給付情報が修正（業通二別、支払年月日等の修正）されたときは、修正前後の給付情報をもとに訂正データを作成する。

ロ　給付支払調査票

給付システムによらず、手払いで保険給付を行ったときは、当該支払局署において給付支払調査票（帳票種別36102）をＯＣＲ入力し、給付データを作成する。

（2）管理資料の作成・配信

給付データより、会計帳簿等との突合に使用する「給付種類別データリスト合計表」を作成し、地方局署あて配信を行う。

また、地方局署からの依頼により、給付種類ごとに「給付データリスト」を作成する。

「給付種類別データリスト合計表」及び「給付データリスト」を「管理資料」という。

（3）各種業務統計の作成

業務統計は、給付データをその処理の都度又は一定期間ごとに件数、保険給付額及び新規受給者数等について、業通二別、支払局署別（診療費、年金及び二次健康診断等給付（以下「二次健診等給付」という。）は管轄局署別）、業種別、給付の種別等に分類し、労災補償業務運営に必要な保険給付に関する統計を作成する。

（4）情報検索用データベースの構築

給付データから「事業場別給付状況検索台帳」及び「局署・業種別給付状況検索台帳」のデータベースを構築し、端末装置からの情報検索を可能とする。

（5）メリット制度に係る給付データの作成

給付台帳等の給付情報及び給付支払調査票のデータをもとに、事業場ごとにメリットに算入すべき給付データを作成する。

なお、二次健診等給付に係る給付額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び第20条に定める継続及び有期メリット制におけるメリット収支率算定のための保険給付額に算入しない。

2　給付統計処理の概念図

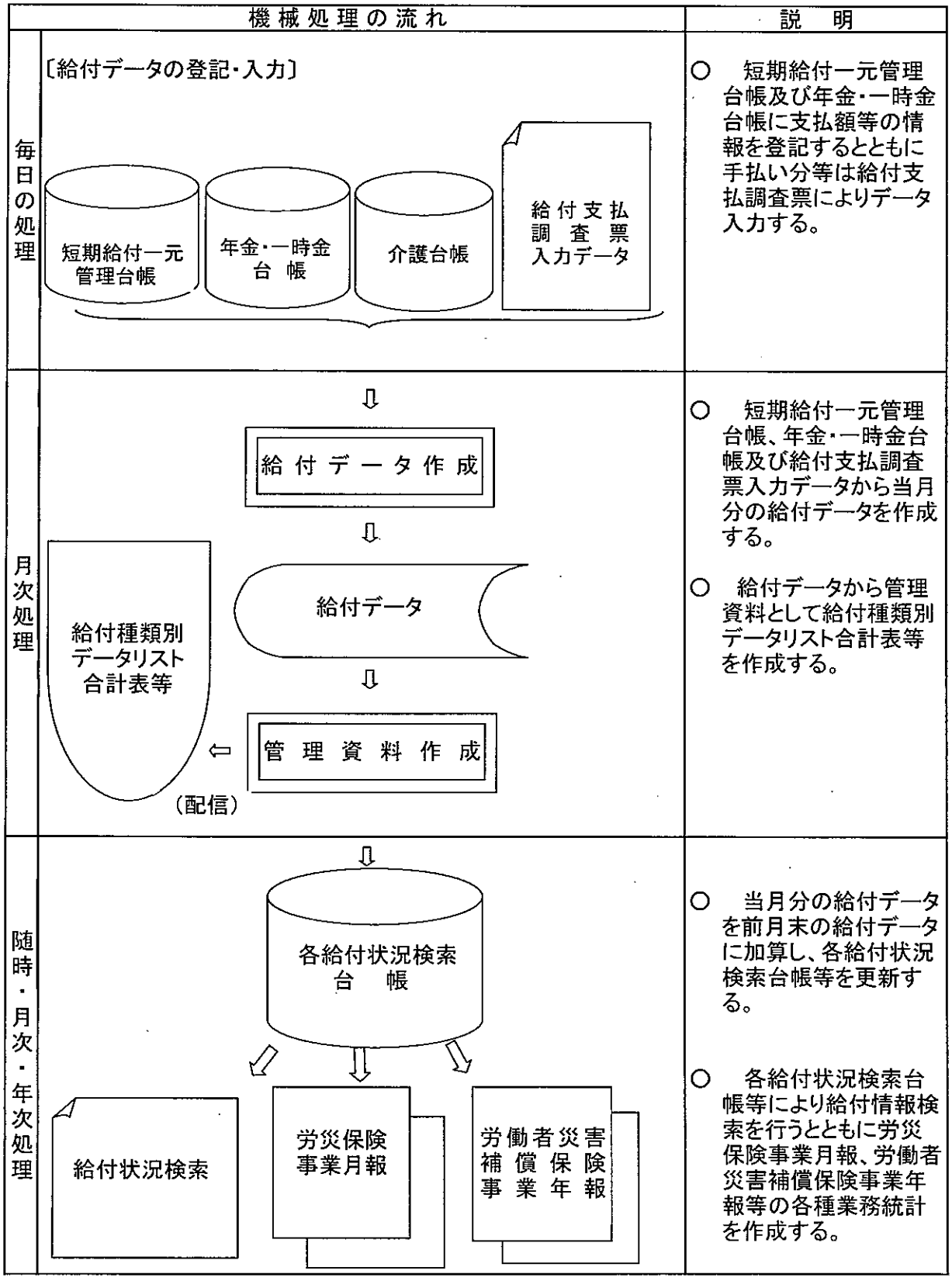

103　管理資料・業務統計リストの種類

種類	リストの名称	概要及び利用方法	頁
管理資料	給付種類別データリスト 合計表	当該月に機械処理された給付データの給付種類別の件数、金額の集計表であり、会計帳簿等との金額の突合に利用する。（月次配信を行う。）	45
管理資料	給付データリスト	当該月に機械処理された給付データを印書し、会計帳簿等との金額の突合において差額が発生したときの確認に利用する。（局・署からの依頼があった時に作成・送付する。）	48
業務統計リスト	第１表補償給付支払状況 平均支払額	当該月及び当該月までの短期給付に係る件数、金額及び新規受給者数を局署別、業種別に集計した統計であり、短期給付状況の把握に利用する。（局からの依頼があった時に作成・送付をする。なお、決算分は局署分を各局に送付する。）	50
業務統計リスト	第２表特殊適用別補償給付支払状況	有期、一括有期、事務組合委託事業等の特殊適用事業ごとに保険給付の件数、金額を集計した統計であり、適用別の給付状況の把握に利用する。（局からの依頼があった時に作成・送付する。）	52
業務統計リスト	年金支払状況（月報）（決算）	当該月及び当該月までの年金給付に係る件数、金額を局署別、業種別に集計した統計であり、年金等の給付状況の把握に利用する。（局からの依頼があった時に作成・送付する。なお、決算分は局署分を各局に送付する。）	54
業務統計リスト	特別支給金支払状況表	当該年度に支払われた特別支給金に係る件数、金額を局署別、業種別に集計した統計であり、特別支給金の支払状況の把握に利用する。（決算分として局に送付する。）	58
業務統計リスト	二次健康診断等給付支払状況（月報）（決算）	当該月及び当該月までの二次健康診断等給付に係る件数、金額を局別、業種別に集計した統計であり、二次健康診断等給付状況の把握に利用する。（局からの依頼があった時に作成・送付する。なお、決算分は局署分を各局に送付する。）	60
業務統計リスト	事業場別給付状況検索	前年度以前又は当年度当該月までの当該事業場の保険給付の件数、金額及び新規受給者数を出力し、事業場別の給付状況の把握に利用する。	72
業務統計リスト	局署・業種別給付状況検索	前年度以前又は当年度当該月までの業種別の保険給付の件数及び金額を出力し、局署別、業種別の給付状況の把握に利用する。	73

104　帳票入力

1　入力帳票の種類

帳票名	帳票番号	入力の目的	頁
給付状況検索入力帳票	36101	①　事業主からの照会、算定基礎調査時の手持ち資料として、事業場別給付状況を把握するときに入力を行う。 ②　局署の会計帳簿等との突合、自局管内の給付状況を把握するときに入力を行う。	６６
給付支払調査票	36102	①　給付システムによらず、手払いにより保険給付を行ったときに給付データを作成するときに入力を行う。 ②　会計帳簿等と管理資料との間に差額が発生し、給付システムによる訂正が不可能なときに訂正分の給付データを作成するために入力を行う。	１１

2　帳票作成上の一般的注意事項

（1）給付支払調査票を作成したときは、当該データ作成の基礎となる支払（又は回収）原議、年金給付原簿等と照合し、記載内容に誤りがないか点検すること。

（2）手書き文字の標準字体は、次のとおりである。

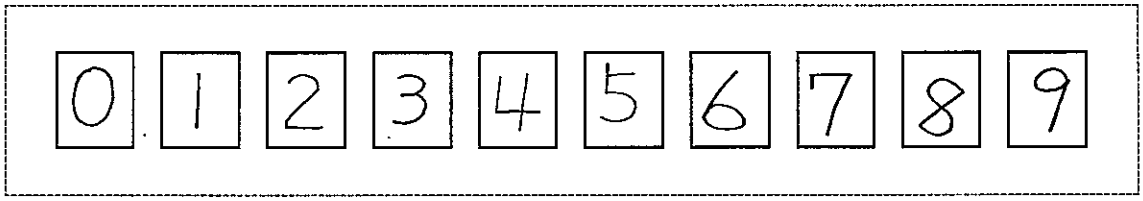

3　帳票記入上の留意点

OCR の正読率を高めるため、次の点に留意して帳票の作成を行うこと。

（1）筆記用具は、黒のボールペンとすること。

（2）記入枠からはみ出さないように、なるべく大きく丁寧に書くこと。

（3）特に次の文字に注意すること

イ　数字の「1」は上部又は株にカギをつきない。

ロ　数字の「4」は、２本の縦線を水平にし、上で閉じない。

ハ　数字の「7」は、上部を水平の横線とする。

（4）文字はできるだけ濃く書き、太すぎたり細すぎたりせず一定であること。

（5）文字に大きな傾きがなく、字並びがある程度一定であること。

4　各項目の書始め位置

（1）各項目の記載は、特に指定がある場合を除き右詰めとする。

（2）局署コード、障害傷病等級号コード、傷病性質コード等の頭の桁が「0」で表されるものについては、コードとしての意味があるため、「0」を省かずに記載する。

（例：支払局署）

札幌中央署の場合は、 0 1 0 1 と必ず記載する。

（3）金額、日数、年、月、日等の数値項目で頭の桁を「0」で表しても意味のないものについては、頭の「0」を省略しても良い。

（例：傷病年月日）

平成19年8月5日は、 7 1 9 0 8 0 5

又は 7 1 9 8 5

のいずれかで良い。

5　入力業務の運用

（1）給付状況検索入力帳票（帳票種別36101）

イ　運用日時

月曜日～金曜日（但し、年末年始及び祝・祭日を除く）　9時～17時15分

ロ　使用端末装置

局　OCR窓口装置（OCR）、労災検索処置装置（HT2）

署　監督署用OCR窓口装置（K-OCR）、監督署用労災検索処理装置（HT2）

（2）給付支払調査票（帳票種別36102）

イ　運用日時

月曜日～金曜日（但し、年末年始及び祝・祭日を除く）　9時～16時

ロ　使用端末

局　OCR窓口装置（OCR）

署　監督署用OCR窓口装置（K-OCR）

ハ　読取モード

OCRの読取モードは「確認モード」とする。

6　端末障害時の代行入力

給付支払調査票の入力は、当該保険給付を行った労働局又は監督署の端末装置から行うことが原則であるが、監督署の端末装置の故障により、長期にわたり使用不能となったときは、管轄局（労働局）から代行入力することができる。

なお、本省においては全ての地方局署分の給付支払調査票の代行入力を可能とする。

105　給付キー及び給付関係台帳の取扱い

1　給付キーの取扱い

（1）短期給付キー

労働保険番号＋被災者生年月日＋傷病年月日（負傷又は発病年月日）により構成される。

労働保険番号					生年月日				傷病年月日			
府県	所掌	管轄（1）	基幹番号	枝番号	元号	年	月	日	元号	年	月	日
01	1	01	xxxxxx	001	5	37	xx	xx	7	17	xx	xx

（2）長期給付キー

年金証書番号で表す。

管轄局	種別	西暦年	番号
01	1	05	xxxx

（3）二次健診等給付キー

労働保険番号＋受診者生年月日＋二次健康診断受診年月日により構成される。

労働保険番号					生年月日				二次健康診断受診年月日			
府県	所掌	管轄（1）	基幹番号	枝番号	元号	年	月	日	元号	年	月	日
01	1	01	xxxxxx	001	5	30	xx	xx	7	19	xx	xx

＊　二次健診等給付は、上記のほか「労働者の氏名（カナ）」も加えて個別管理を行っているが、給付統計システムでは「労働者の氏名（カナ）」は使用しない。

2　給付関係各台帳の取扱い

（1）給付台帳等との関係

イ　給付台帳等に登記されている情報をもとに、通常支払データ、追給データ、一部回収データ及び取消データ（全額回収データ）等の給付データを作成する。

また、給付台帳等の情報が修正（業通二別、労働保険番号等の修正）されたときは、修正前後の情報をもとに訂正データを作成する。

ロ　給付支払調査票により給付データを作成するときは、入力処理の突合チェックの際に給付台帳等から不足する情報を得ることとする。

なお、入力された情報と給付台帳等の情報が異なるときは、原則として給付台帳等の情報が優先し、給付データを作成する。

（2）労働保険番号台帳

給付データの適用関係は、労働保険番号台帳の内容から情報を登記する。

このため、手払いの保険給付で当該労働保険番号が労働保険番号台帳に登記されていないとき又は登記されている内容の変更が必要なときは、「労働保険番号台帳登録（変更）帳票」（帳票種別34520）によりその内容を入力する。

II　給付データの作成

201 給付支払調査票の入力処理の流れ

機械処理の流れ	説　明
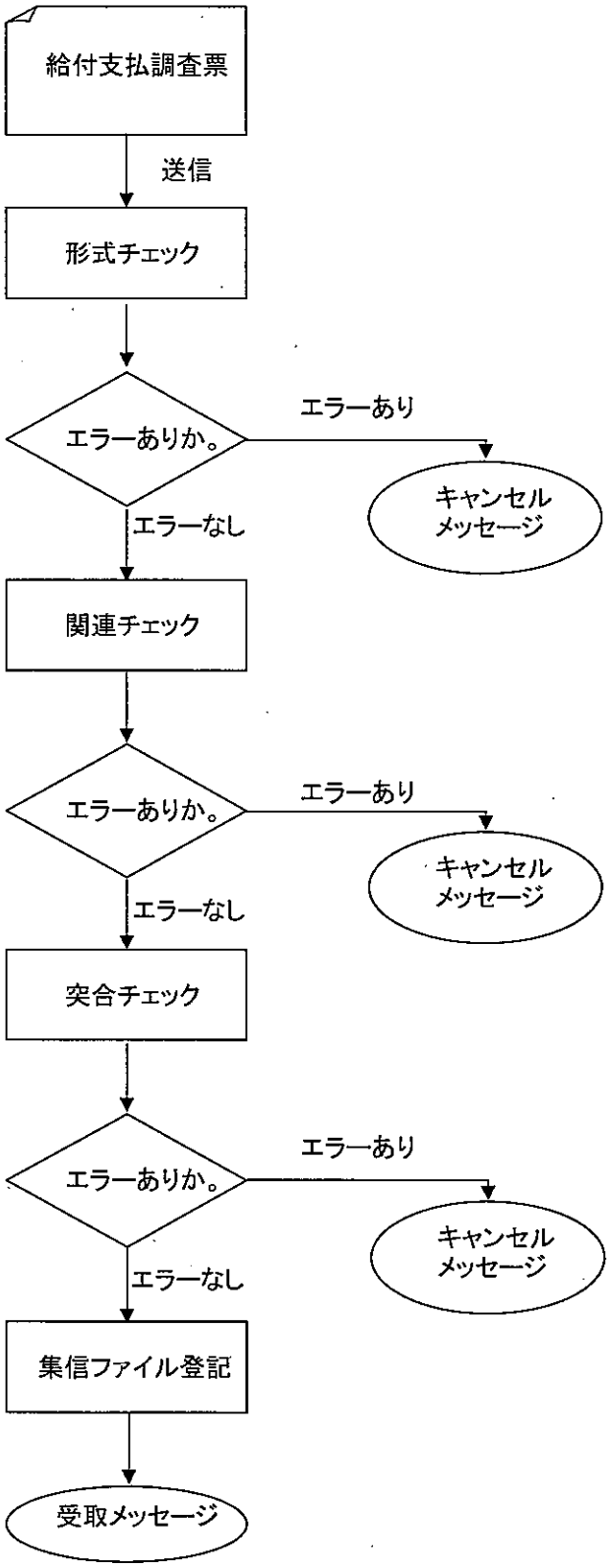	○各給付システムによらず保険給付が行われた都度又は差額を解消する場合に、給付支払調査票を作成し、入力する。 ○字種チェック、入力必須項目チェック等の形式チェックを行い、エラーがある場合は、入力データを破棄し、キャンセルメッセージを出力する。 ○項目間の入力過不足のチェック、項目相互間の関連チェックを行い、エラーがある場合は、入力データを破棄し、キャンセルメッセージを出力する。 ○短期給付キーデータについては労働保険番号台帳及び短期の給付台帳の有無のチェックを行い、共通情報を入手する。 ○長期給付キー(年金証書番号)データについては、年金等の給付台帳の有無のチェックを行い、共通情報を入手する。 ○二次健診等給付キーデータについては、労働保険番号台帳の有無のチェックを行い、共通情報を入手する。 ○エラーがある場合は、入力データを破棄し、キャンセルメッセージを出力する。 ○正常に処理された場合、入力データを集信ファイルに登記し、受取メッセージを出力する。

202　給付支払調査票作成のための準備

1　短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーの確認

地方局署において手払いにより保険給付を行った場合、当該請求書データに記載されている給付キーを点検し、誤りがないか確認する。

なお、給付支払調査票に記入する各給付の給付キーは下表のとおりである。

給付の種別・種類別給付キー一覧表

給付の名称		給付の種別	給付の種類	短期給付キー	長期給付キー（年金証書番号）	二次健診等給付キー
療養	療養の費用（短期）	1	1	○	×	×
	療養の費用（長期）	1	2	×	○	×
	診療費（短期）	1	3	○	×	×
	診療費（長期）	1	4	×	○	×
休業（補償）給付		2	－	○	×	×
障害	一時金（短期）	3	1	○	×	×
	年金（未支給年金）	3	2	×	○	×
	前払一時金	3	3	×	○	×
	差額一時金	3	4	×	○	×
	一時金（長期）	3	5	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	3	6	×	○	×
遺族	一時金（短期）	4	1	○	×	×
	年金（未支給年金）	4	2	×	○	×
	前払一時金	4	3	×	○	×
	差額一時金	4	4	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	4	6	×	○	×
特別遺族	特別遺族一時金	4	7	○	×	×
	特別遺族差額一時金	4	8	×	○	×
	特別遺族年金（未支給年金）	4	9	×	○	×
葬祭	即死又は短期受給者	5	1	○	×	×
	傷病年金受給者	5	2	×	○	×
傷病	年金（未支給年金）	6	2	×	○	×
	定額の特別支給金のみ	6	6	×	○	×
介護（補償）給付		7	－	×	○	×
二次健康診断等給付		8	－	×	×	○

注）長期給付キー（年金証書番号）による給付について、特殊事由コードに「1」を記入した場合は、短期給付キーも併せて記入すること。

2　記入項目の確認

当該請求データの記載内容を点検し、給付支払調査票の記入項目を確認する。

なお、記入欄に斜線が付されている項目については、特殊事由コードに「1」を入れた場合に記入することとしているため、通常は記入する必要がない。

203　給付支払調査票の作成

1　通常の処理

労働局及び監督署において、給付システムによらず手払いにより保険給付を行ったとき又は手払いにより保険給付で回収を行ったときは、当該請求書等に基づき給付の種別・種類に応じて給付支払調査票を作成し、入力を行うこと。

（1）支払データ

手払いにより保険給付を行った場合

（2）追給データ

過少払いにより追給を行った場合

（3）取消データ（全額回収データ）

支払の取消を行い全額回収した場合

（4）回収データ（一部回収データ）

過誤払いにより支払額の一部を回収した場合

2　給付支払調査票入力後の訂正及び取消処理

給付支払調査票を入力した後に入力済みの当該データを訂正するとき、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し給付システムによる修正が不可能なときは、次により訂正及び取消のための給付支払調査票を作成し入力を行うこと。

なお、旧４月分入力時に間に合わず、システム上、過年度となった支払に係る保険給付額等の訂正を行う場合は、地方局署の端末からは入力できないので本省（労災保険業務室）に報告すること。

（1）取消データ

イ　同一案件データが存在する場合

ロ　当初入力した帳票の記入内容に誤りがあった場合（金額の記入誤りを除く）

（2）訂正データ

イ　給付システムによる差額の解消が不可能な場合

ロ　金額の記入誤りによる増額訂正又は減額訂正を行う場合

ハ　年度末の会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合

3　帳票作成上の注意事項

（1）給付データの内容にかかわらず、支払又は回収等データ１件につき、１枚の給付支払調査票を作成すること。例えば同一の被災者に対する複数件の支払であっても１枚の帳票にまとめるのではなく、当該件数分の枚数の帳票を作成する。

（2）取消データ及び回収データの「支払（回収）年月日」は、回収金の戻入があった日とする。また、「支給（回収）決定年月日」は、当該回収を決定した日とする。

（3）同一案件データが存在している場合は、「取消等の表示」により当初データとは反対のコードを用い、その他の項目は同一内容とする。（例：当初「支給」⇒訂正「取消」、当初「追給」⇒訂正「一部回収」）

（4）当初入力した帳票の記入内容に誤り（金額の記入誤りを除く）があった場合は、先に入力したデータの取消データと正しい内容のデータの２枚を作成すること。

（5）過年度支払に係る保険給付を回収した場合は給付支払調査票の入力は必要としない。

（6）年度末の会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合は、当該差額を解消するための給付支払調査票を作成し、本省（労災保険業務室）に報告すること。

なお、給付システムでの予算コードの取扱誤りの場合、当年度のデータが正しく反映されなくなるため、給付システム側で訂正すること。

4　作成対象

（1）給付システムで支払が行われていない療養（補償）給付のうち、訪問看護料の支払又は回収を行ったとき。

（2）給付システムで保険給付が行われている場合は、機械処理で給付データを作成するため、差額解消以外の給付支払調査票の作成は原則として必要としない。

（3）労災就学等援護費及び休業補償特別援護金等の各種援護金は、給付統計処理の対象としていないため、給付支払調査票の入力は必要としない。

5　給付支払調査票の様式（帳票種別 36102）

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別 36102　①支払局署　②特殊事由コード　③予算コード

共通項目

④労働保険番号　府県　所掌　管轄　基幹番号　枝番号

⑤被災者生年月日／受診者生年月日　⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日

⑦年金証書番号　管轄局　種別　西暦年　番号

⑧業通二別　⑨給付の種別　⑩給付の種類／特例コード　⑪取消等の表示　⑫新規継続再発の別

⑬給付日数　⑭三者コード　⑮特定疾病コード　⑯特別加入者コード　⑰支払コード

給付額等

⑱保険給付額　⑲特別支給金A

⑳特別支給金B　㉑介護費用支出額

支払年月日等

㉒支払(回収)年月日　㉓支給(回収)決定年月日

㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日　㉕給付期間の末日

㉖療養開始年月日

療養項目等

㉗診療機関の別　㉘実診療日数等　㉙指定・非指定の別　㉚指定病院番号

㉛特殊費用の別　㉜入院・非入院の別

その他

㉝障害・傷病等級号　㉞給付基礎日額　㉟算定基礎日額

㊱平均賃金　㊲介護区分　㊳介護者コード

災害統計項目

㊴性別　㊵傷病性質　㊶傷病部位又は運動方法　㊷事故の相手方

健診結果等

一次健診結果　㊸血圧　㊹血中脂質　㊺血糖検査方法　㊻血糖所見　㊼BMI　㊽尿蛋白

二次健診検査項目等　㊾検査1　㊿検査2　(51)検査3　(52)検査4　(53)検査5　(54)検査6　(55)特定保健指導　(56)新たな傷病名　(57)健診給付病院等の番号

備考

決裁	年	月	日
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

6 記入項目

(1) a 療養(補償)給付〔短期給付キー〕

イ 作成上の注意事項

短期給付一元管理システムによらず、短期受給者に係る療養(補償)給付を支払った場合、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、短期給付一元管理システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

なお、年金受給者に係る療養(補償)給付については、(1)b療養(補償)給付〔長期給付キー(年金証書番号)〕により作成すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	受診者生年月日 被災者生年月日／	二次健康診断受診年月日 傷病年月日／	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	一次健康診断受診年月日 給付期間の初日／	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	▲	▲	▲	○	○	×	×	×	○	○	○	○	▲	○	○	○	○

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ 記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
項目名 / 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別
療養の費用 一般診療費又は特殊費用を同時に支払った場合	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	1	×	3	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	×	○
療養の費用 柔道整復施術費のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	1	×	3	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	6	×
療養の費用 はり・きゅう、看護料、薬剤費、移送費のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	1	×	3	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	○	×
療養の費用 診断書料、コルセット、氷代等のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	1	×	3	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	×	▲	×	×	×	×	4,5	×
診療費	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	3	×	3	▲	▲	▲	3	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	×	○
決定の変更 追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	○	6	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△
決定の変更 回収 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	○	2	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△
決定の変更 回収 全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	1,3	1	○	1	3	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し、作成する。

なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(1) b 療養(補償)給付〔長期給付キー(年金証書番号)〕

イ 作成上の注意事項

短期給付一元管理システムによらず、傷病(補償)年金受給者に係る療養(補償)給付を支払った場合、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、短期給付一元管理システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

なお、障害(補償)年金受給者に係る装具費又は診断書及び遺族(補償)年金受給者に係る診断書についても〔長期給付キー(年金証書番号)〕として作成すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	受診者生年月日 被災者生年月日／	二次健康診断受診年月日 傷病年月日／	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	一次健康診断受診年月日 給付期間の初日／	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲	▲	▲	○	○	×	×	×	○	○	○	○	▲	○	○	○	○

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	○	○	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ 記入項目

項目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	14	15	16	17	18	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
項目名 ＼ 給付の種類		支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号
療養の費用	一般診療費又は特殊費用を同時に支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	×	○	▲
療養の費用	柔道整復施術費のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	6	×	▲
療養の費用	はり・きゅう、看護料、薬剤費、移送費のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×	○	×	▲
療養の費用	診断書料、コルセット、氷代等のみを支払った場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	2	×	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	×	▲	×	×	×	×	4,5	×	▲
診療費		○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	4	×	▲	▲	▲	3	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	×	○	▲
決定の変更	追給又は増額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	○	6	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲
決定の変更	回収 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	○	2	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲
決定の変更	回収 全額回収又は取消し	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	1	○	1	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	△	▲	△	△	△	△	△	△	▲

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入する　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊2　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(2) 休業(補償)給付

イ 作成上の注意事項

休業(補償)給付及び休業特別支給金の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、短期給付一元管理システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において第三者行為災害により特別支給金のみを支払ったもの及び第三者行為災害又は事業主責任災害による損害賠償金の受領等により、調整が必要な場合(給付の種類が変更される場合)は、当初支払分の取消処理を行うとともに、調整後の正しいデータを新たに入力すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	▲	▲	▲	○	○	×	○	×	○	○	○	○	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	○	×	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ 記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	20	22	23	24	25	26	34	36	39	40	41	42
項目名 / 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	給付基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
保険給付と特別支給金を同時に支払った場合	○	▲	△	○	○	○	1,3	2	1	×	○	▲	▲	▲	5	△	△	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲
第三者行為災害等により特別支給金のみを支払った場合	○	▲	△	○	○	○	1,3	2	2	×	○	▲	▲	▲	5	×	○	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更 追給又は増額訂正	○	▲	△	○	○	○	1,3	2	○	6	×	▲	▲	▲	5	△	△	○	○	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	1,3	2	○	2	×	▲	▲	▲	5	△	△	○	○	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	1,3	2	○	1	○	▲	▲	▲	5	△	△	○	○	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入する　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊1　項目番号18及び20の全てが0又は空白となることはない。

＊2　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(3) 障害(補償)給付

イ 作成上の注意事項

障害(補償)給付、障害特別支給金及び障害特別一時金又は障害特別年金の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において障害特別支給金(定額の特別支給金)は「項番19 特別支給金A」に、障害特別一時金又は障害特別年金(特別給与を基礎とする特別支給金)は「項番20特別支給金B」にそれぞれ記入すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	受診者生年月日 被災者生年月日／	二次健康診断受診年月日 傷病年月日／	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	一次健康診断受診年月日 給付期間の初日／	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	×	×	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	▲	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ 記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	26	33	34	35	36	39	40	41	42
項目名 ＼ 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
障害(補償)一時金	○	▲	△	○	○	○	×	1,3	3	1	×	○	○	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	2	×	○	○	▲	▲	▲	5	△	×	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)年金前払一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	3	×	×	○	▲	▲	▲	5	○	×	×	○	○	▲	▲	○	×	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)年金差額一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	4	×	×	×	▲	▲	▲	5	△	×	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害(補償)一時金(年金)	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	5	×	×	○	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
障害特別支給金(定額)のみの支払	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	3	6	×	×	×	▲	▲	▲	5	×	○	×	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更 追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	3	○	6	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	3	○	2	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	3	○	1	△	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入する　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊1　項目番号18、19及び20の全てが0又は空白となることはない。

＊2　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。
なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(4) 遺族(補償)給付

イ 作成上の注意事項

遺族(補償)給付、遺族特別支給金及び遺族特別一時金又は遺族特別年金の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において遺族特別支給金(定額の特別支給金)は「項番19 特別支給金A」に、遺族特別一時金又は遺族特別年金(特別給与を基礎とする特別支給金)は「項番20特別支給金B」にそれぞれ記入すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	×	×	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	▲	○	○	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ 記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	26	33	34	35	36	39	40	41	42
項目名 / 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
遺族(補償)一時金	○	▲	△	○	○	○	×	1,3	4	1	×	×	○	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
遺族(補償)年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	2	×	○	○	▲	▲	▲	5	△	×	△	○	○	▲	×	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
遺族(補償)年金前払一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	3	×	×	○	▲	▲	▲	5	○	×	×	○	○	▲	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲
遺族(補償)年金差額一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	4	×	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
遺族特別支給金(定額)のみの支払	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	4	6	×	×	×	▲	▲	▲	5	×	○	×	○	○	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
特別遺族一時金	○	▲	△	○	○	○	×	1	4	7	×	×	×	×	▲	▲	5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	×
特別遺族差額一時金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1	4	8	×	×	×	×	▲	▲	5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	×
特別遺族年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1	4	9	×	○	○	×	▲	▲	5	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	▲	▲	▲	×
決定の変更 追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	4	○	6	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	4	○	2	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	4	○	1	△	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入する　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊1　項目番号18、19及び20の全てが0又は空白となることはない。

＊2　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。
なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(5) 葬祭料(給付)

イ 作成上の注意事項

葬祭料(給付)の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

なお、「項番13 給付日数」には、葬祭料の支給条件として、給付基礎日額の60日分を支払った場合は「60」、給付基礎日額の30日分＋定額を支払った場合は「30」を記入すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	×	×	×	○	○	×	×	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	▲	○	×	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	22	23	26	33	34	36	39	40	41	42
項目名 ＼ 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
即死又は短期受給者が死亡した場合の葬祭料	○	▲	△	○	○	○	×	1,3	5	1	×	○	○	▲	▲	▲	5	○	○	○	▲	×	○	▲	▲	▲	▲	▲
傷病（補償）年金受給者が死亡した場合の葬祭料	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	5	2	×	×	○	▲	▲	▲	5	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更　追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	5	○	6	×	×	▲	▲	▲	5	○	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	5	○	2	×	×	▲	▲	▲	5	○	○	○	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更　回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	△	△	△	△	1,3	5	○	1	△	○	▲	▲	▲	5	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入する　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(6) 傷病(補償)年金

イ 作成上の注意事項

傷病(補償)年金(未支給年金)、傷病特別支給金及び傷病特別年金(未支給の特別年金)の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生し、年金・一時金システムによる訂正が不可能な場合に作成する。

また、上記において傷病特別支給金(定額の特別支給金)は「項番19 特別支給金A」に、傷病特別年金(特別給与を基礎とする特別支給金)は「項番20 特別支給金B」に記入すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	▲	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	▲	△	△	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ 記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	24	25	26	33	34	35	36	39	40	41	42
項目名 / 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
傷病（補償）年金	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	6	2	×	3	○	▲	▲	▲	5	△	×	△	○	○	○	○	▲	▲	○	△	▲	▲	▲	▲	▲
傷病特別支給金（定額）のみの支払	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	6	6	×	×	×	▲	▲	▲	5	×	○	×	○	○	×	×	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲	▲
決定の変更 追給又は増額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	6	○	6	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	6	○	2	×	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	×	×	×	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 特殊事由コード	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	6	○	1	△	△	▲	▲	▲	5	△	△	△	○	○	△	△	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入する　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊1　項目番号18、19及び20の全てが0又は空白となることはない。

＊2　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。
なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(7) 介護(補償)給付

イ 作成上の注意事項

介護(補償)給付の支払いにおける会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合に作成する。

また、上記において「項番38 介護者コード」の訂正により保険給付額を訂正する場合は、当初支払分の取消データの入力を行うとともに、正しいデータを新たに入力すること。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払(回収)年月日	支給(回収)決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	×	×	○	○	○	○	○	▲	×	○	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	▲	×	×	×	○	○	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ 記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	21	22	23	24	25	26	28	33	37	38	39	40	41	42
項目名 ＼ 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	実診療日数等	障害・傷病等級号	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方
介護費用を支出した場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	7	1	×	○	○	▲	▲	▲	5	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
介護費用を支出しない場合	○	▲	△	▲	▲	▲	○	1,3	7	3	×	○	○	▲	▲	▲	5	○	×	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
決定の変更 追給又は増額訂正	○	▲	△	△	△	△	○	1,3	7	○	6	×	×	▲	▲	▲	5	○	△	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	△	△	△	○	1,3	7	○	2	×	×	▲	▲	▲	5	○	△	○	○	○	○	▲	×	▲	○	○	▲	▲	▲	▲
決定の変更 回収 特殊事由コード	○	▲	△	△	△	△	○	1,3	7	○	1	○	○	▲	▲	▲	5	○	△	○	○	○	○	▲	△	▲	○	○	▲	▲	▲	▲

○・・・必ず記入する　×・・・記入しない　△・・・該当する場合に記入する　▲・・・特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

＊　給付システムにより作成された給付データ又は給付支払調査票による入力データを問わず、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。
なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

(8) 二次健康診断等給付

イ 作成上の注意事項

二次健診等給付を支払った場合、又は会計帳簿等と管理資料の間に差額が発生した場合に作成する。

なお、一部の項目について、既存項目名を二次健診等給付項目名として読むこととする。

ロ 必要な記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目名	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	年金証書番号	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	新規継続再発の別	給付日数	三者コード	特定疾病コード	特別加入者コード	支払コード	保険給付額	特別支給金A	特別支給金B	介護費用支出額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	給付期間の末日	療養開始年月日	診療機関の別	実診療日数等	指定・非指定の別	指定病院番号
記入対象項目	○	▲	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×

項目番号	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	特殊費用の別	入院・非入院の別	障害・傷病等級号	給付基礎日額	算定基礎日額	平均賃金	介護区分	介護者コード	性別	傷病性質	傷病部位又は通勤方法	事故の相手方	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等番号
記入対象項目	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○・・・記入対象項目　×・・・記入不要項目　▲・・・特殊事由コードを記入した場合のみ記入対象項目

ハ　記入項目

項目番号	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	17	18	22	23	24	39	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名 ＼ 給付の種類	支払局署	特殊事由コード	予算コード	労働保険番号	被災者生年月日／受診者生年月日	傷病年月日／二次健康診断受診年月日	業通二別	給付の種別	給付の種類／特例コード	取消等の表示	支払コード	保険給付額	支払（回収）年月日	支給（回収）決定年月日	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	性別	血圧	血中脂質	血糖検査方法	血糖所見	BMI	尿蛋白	検査1	検査2	検査3	検査4	検査5	検査6	特定保健指導	脳又は心臓疾患	健診給付病院等の番号
特殊コードない場合	○	▲	△	○	○	○	5	8	7	×	3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊コード有（3か月超）	○	▲	△	○	○	○	5	8	1	×	3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊コード有（産業医等）	○	▲	△	○	○	○	5	8	3	×	3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊コード有（1及び3）	○	▲	△	○	○	○	5	8	5	×	3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決定の変更　支払局署	○	▲	△	○	○	○	5	8	○	6	3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決定の変更　回収　一部回収又は一部減額訂正	○	▲	△	○	○	○	5	8	○	2	3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決定の変更　回収　全額回収又は取消し	○	▲	△	○	○	○	5	8	○	1	3	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○･･･必ず記入する　×･･･記入しない　△･･･該当する場合に記入する　▲･･･特殊事由コード有りの時、該当する場合に記入する

入力データにおいて、当初のデータが支払であるときの取消又は訂正は、「決定の変更」欄より選択し作成する。なお、記入項目及び○、△等の記入内容は、二重線より上の各給付の種類により判断する。

7 記入要領

項目番号	項目名	記　入　要　領
1	支払局署	当該保険給付を行った「支払局署」のコードを記入すること。 ただし、局払診療費（国立病院分）は、被災労働者の「管轄局署」のコードを記入すること。 なお、二次健診等給付については、受診者の所属する事業場の「管轄局」のコードを記入すること。
2	特殊事由コード	給付システムにおいて、被災労働者の短期給付キー、長期給付キー又は二次健診等給付キーが管理されていない場合、又は「統合台帳」に移行されたものについて「1」を記入する。 特殊事由コードを「1」で入力すると、給付システムの各給付台帳との突合及び共通情報の入手を行わないので、給付データとして不足する項目（給付の種別ごとに「ハ　記入項目」を参照）を追加記入すること。
3	予算コード	入力月が4月の場合に次のコードを記入する。なお、他の月に入力する場合は空欄とする。 新年度予算で支払った場合 …… 1 旧年度予算で支払った場合 …… 3
4	労働保険番号	被災労働者又は二次健診受診者の所属する事業場の労働保険番号を記入する。
5	被災者生年月日／ 受診者生年月日	被災労働者又は二次健診受診者の生年月日に次の元号コードを付して記入する。 明　治 …… 1 大　正 …… 3 昭　和 …… 5 平　成 …… 7
6	傷病年月日／ 二次健康診断受診年月日	被災労働者の負傷又は発病年月日あるいは二次健診受診者の二次健診受診年月日に元号コードを付して記入する。 ただし、特別遺族給付の場合、「傷病年月日」でなく、「死亡労働者等の死亡年月日」と読み替える。 なお、元号コードは「5　被災者生年月日／受診者生年月日」欄を参照すること。
7	年金証書番号	被災労働者の「年金証書番号」を記入する。
8	業通二別	業通別又は二次健診について、次のコードを記入する。 業　務　災　害 …… 1 通　勤　災　害 …… 3 二次健診等給付 …… 5 特別遺族給付について、次のコードを記入する。 業　務　災　害 …… 1

項目番号	項目名	記　入　要　領
9	給付の種別	保険給付の種別について、次のコードを記入する。 療養(補償)給付 …… 1 休業(補償)給付 …… 2 障害(補償)給付 …… 3 遺族(補償)給付 …… 4 葬祭料(給付) …… 5 傷病(補償)年金 …… 6 介護(補償)給付 …… 7 二次健診等給付 …… 8
10	給付の種類／特例コード	上記「9 給付の種別」により次のコードを記入する。 ○ 療養(補償)給付の場合 a 療養の費用(短期) …… 1 b 療養の費用(年金) …… 2 c 診療費(短期) …… 3 d 診療費(年金) …… 4 ○ 休業(補償)給付の場合 a 休業(補償)給付 …… 1 b 休業特別支給金のみの支払(第三者行為災害等により特別支給金のみを支払ったもの) …… 2 ○ 障害(補償)給付の場合 a 障害(補償)一時金 …… 1 b 未支給の障害(補償)年金 …… 2 c 障害(補償)年金前払一時金 …… 3 d 障害(補償)年金差額一時金 …… 4 e 障害(補償)年金受給者の障害等級が8～14級となった場合の一時金又は傷病(補償)年金受給者が治ゆし、残存障害の障害等級が8～14級となった場合の一時金 …… 5 f 障害(補償)年金の定額特別支給金のみの支払い又は傷病(補償)年金から障害(補償)年金に移行した際に支払われる障害特別支給金の差額 …… 6

項目番号	項目名	記入要領
10	給付の種類／ 特例コード	○ 遺族(補償)給付の場合 a 遺族(補償)一時金 …… 1 b 未支給の遺族(補償)年金 …… 2 c 遺族(補償)年金前払一時金 …… 3 d 遺族(補償)年金差額一時金又は傷病(補償)年金受給者が死亡し、遺族(補償)年金を受ける遺族がいない場合の一時金 …… 4 e 遺族(補償)年金の定額特別支給金のみの支払い …… 6 f 特別遺族一時金 …… 7 g 特別遺族差額一時金 …… 8 h 特別遺族年金(未支給を含む) …… 9 ○ 葬祭料(給付)の場合 a 即死又は短期給付受給者が死亡した場合の葬祭料(給付) …… 1 b 傷病(補償)年金受給者が死亡した場合の葬祭料(給付) …… 2 ○ 傷病(補償)年金の場合 a 未支給の傷病(補償)年金 …… 2 b 傷病(補償)年金の定額特別支給金のみの支払い …… 6 ○ 介護(補償)給付の場合 a 介護費用を支出して介護を受けた場合 …… 1 b 介護費用を支出しないで介護を受けた場合 …… 3 ○ 二次健診等給付の場合 a 特例コードなし …… 7 b 特例コードあり(3か月超) …… 1 c 特例コードあり(産業医等) …… 3 d 特例コードあり(3か月超及び産業医等) …… 5
11	取消等の表示	当該給付の支給決定を変更した場合に、次のコードを記入する。 追給又は増額訂正 …… 6 一部回収又は一部減額訂正 …… 2 全額回収又は取消し …… 1 なお、通常の支払いについては記入しないこと。

項目番号	項目名	記　入　要　領
12	新規継続再発の別	給付の種別又は給付の種類に応じて次のコードを記入する。 ○ 療養(補償)給付の場合(給付の種別が1のもの) a 継　続 …… 3 ＊ 療養(補償)給付の場合、当該支払又は取消データが1(新規)であっても3(継続)として報告すること。 ○ 休業(補償)給付の場合(給付の種別が2のもの) a 新　規 …… 1 b 継　続 …… 3 ＊ 短期給付一元管理システムにおける「新継再別コード」6(特例)については、3(継続)として報告すること。 ○ 障害(補償)一時金の場合(給付の種別が3，給付の種類が1のもの) a 休業なしの場合 …… 1 b 休業ありの場合 …… 3 ○ 障害(補償)年金の場合(給付の種別が3，給付の種類が2のもの) a 新　規 …… 1 b 継　続 …… 3 ○ 遺族(補償)年金の場合(給付の種別が4，給付の種類が2のもの) a 新　規 …… 1 b 継　続 …… 3 ○ 即死又は短期給付受給者が死亡した場合の葬祭料(給付)の場合(給付の種別が5，給付の種類が1のもの) a 療養あり、休業なしの時 …… 1 b 療養あり、休業ありの時 …… 3 c 療養なし、休業なしの時 …… 5 ○ 傷病(補償)年金の場合(給付の種別が6，給付の種類が2のもの) a 継　続 …… 3 ○ 介護(補償)給付の場合(給付の種別が7のもの) a 新　規 …… 1 b 継　続 …… 3

項目番号	項目名	記　入　要　領
13	給付日数	給付の種別又は給付の種類に応じて次の日数を記入する。 ○ 障害(補償)給付(給付の種別が3のもの) a 年金からの転帰者を含む障害(補償)一時金(給付の種類が1又は5のもの)については、保険給付額の基礎となった給付日数を記入すること。 b 未支給の障害(補償)年金(給付の種類が2のもの)については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 c 障害(補償)年金前払一時金(給付の種類が3のもの)については、選択した前払一時金の給付日数を記入すること。 ○ 遺族(補償)給付(給付の種別が4のもの) a 年金からの転帰者を含む遺族(補償)一時金(給付の種類が1又は4のもの)については、保険給付額の基礎となった給付日数を記入すること。 b 未支給の遺族(補償)年金(給付の種類が2のもの)については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 c 遺族(補償)年金前払一時金(給付の種類が3のもの)については、選択した前払一時金の給付日数を記入すること。 ○ 特別遺族給付金の場合 a 取扱いは遺族(補償)給付の場合と同様である。未支給の特別遺族年金については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 ○ 葬祭料(給付)(給付の種別が5のもの) a 給付基礎日額の60日分のときは60日、定額＋給付基礎日額の30日分のときは30日を記入すること。 ○ 傷病(補償)年金(給付の種別が6のもの) a 未支給の傷病(補償)年金(給付の種別が2のもの)については、1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日を記入すること。 ○ 介護(補償)給付(給付の種別が7のもの) a 1ヵ月分のときは30日、2ヵ月分のときは60日、3ヵ月分のときは90日を記入すること。 なお、3ヵ月分を超える支払いの場合は、別葉とし、2枚作成すること。
14	三者コード	第三者行為災害の場合は、次のコードを記入する。 自賠先行 …… 1 労災先行 …… 3 その他 …… 5
15	特定疾病コード	特定疾病の場合に「7」を記入する。
16	特別加入者コード	特別加入の場合に「特別加入者コード表」によるコードを記入する。

項目番号	項目名	記　入　要　領
17	支払コード	支払箇所により、次のコードを記入する。 労　働　局 …… 3 労働基準監督署 …… 5
18	保険給付額	保険給付の支払(回収)額を記入する。
19	特別支給金A	障害(補償)給付、遺族(補償)給付及び傷病(補償)年金における定額の特別支給金の支払(回収)額を記入する。
20	特別支給金B	休業特別支給金及び特別給与を基礎とする特別支給金(障害特別一時金、遺族特別一時金、障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金)の支払(回収)額を記入する。
21	介護費用支出額	費用を支出して介護を受けた場合の介護費用支出額の合計を記入する。
22	支払(回収)年月日	支払(回収)年月日を記入する。
23	支給(回収)決定年月日	支給(回収)決定年月日を記入する。
24	給付期間の初日／ 一次健康診断受診年月日	○ 二次健診等給付以外 a 給付期間の初日を記入する。 なお、休業(補償)給付については、待期期間(療養開始から3日間)を含めないこと。 ○ 二次健診等給付 a 直近の一次健康診断受診年月日を記入する。
25	給付期間の末日	給付期間の末日を記入する。
26	療養開始年月日	被災労働者の療養開始年月日を記入する。
27	診療機関の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 労災病院 …… 1 国公立病院 …… 3 公益、社保病院 …… 5 その他の医療機関 …… 7

項目番号	項目名	記　入　要　領
28	実診療日数等	○　療養(補償)給付の場合(給付の種別が1のもの) (1)一般診療の場合は、その支払いの基礎となった診療実日数を記入すること。 (2)特殊費用のみを支払った場合は、次により記入すること。 イ　柔復・はり、きゅう---------- 施術の実日数　　ロ　看護料、訪問看護料---------- 看護の実日数 ハ　移送費---------- 移送回数又は通院回数　　ニ　薬局薬剤費---------- 調剤数量 ○　介護(補償)給付の場合(給付の種別が7，給付の種類が1のもの) 介護費用を支出した場合のみ介護日数を記入すること。
29	指定・非指定の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 指定医療機関 …… 1 非指定医療機関 …… 3
30	指定病院番号	診療費の場合に、指定病院番号を記入する。
31	特殊費用の別	一般診療以外の場合に、次のコードを記入する。 看護料 …… 1 訪問看護料 …… 2 移送費 …… 3 装具費 …… 4 診断書料 …… 5 柔道整復施術料 …… 6 はり、きゅう施術料 …… 7 薬剤費 …… 8 指定薬局薬剤費 …… 9
32	入院・非入院の別	一般診療の場合に、次のコードを記入する。 入　院 …… 1 非入院 …… 3

項目番号	項目名	記　入　要　領
33	障害・傷病等級号	被災労働者の障害・傷病等級号を記入する。
34	給付基礎日額	当該請求に係る給付基礎日額を記入する。
35	算定基礎日額	当該請求に係る算定基礎日額を記入する。
36	平均賃金	当該請求に係る平均賃金を記入する。
37	介護区分	介護(補償)給付について、次のコードを記入する。 常 時 介 護 …… 1 随 時 介 護 …… 3
38	介護者コード	介護(補償)給付について、次のコードを記入する。 民間事業者のみ …… 1 家族、友人のみ …… 3 家族、友人と民間事業者の両方による介護 …… 5
39	性別	被災労働者の性別について、次のコードを記入する。 男 性 …… 1 女 性 …… 3
40	傷病性質	「傷病性質コード表」により該当するコードを記入する。
41	傷病部位又は通勤方法	「傷病部位コード表」(業務災害)又は「通勤方法コード表」(通勤災害)により該当するコードを記入する。
42	事故の相手方	「事故の相手方コード表」(通勤災害)により該当するコードを記入する。
43	血圧	血圧の測定における異常所見について、次のコードを記入する。 あ り …… 1 な し …… 3

項目番号	項目名	記入要領
44	血中脂質	血中脂質検査における異常所見について、次のコードを記入する。 あり …… 1 なし …… 3
45	血糖検査方法	血糖検査の方法について、次のコードを記入する。 血糖値検査 …… 1 ヘモグロビンA1c …… 3
46	血糖所見	血糖検査における異常所見について、次のコードを記入する。 あり …… 1 なし …… 3
47		BMI(肥満度)の測定における異常所見について、次のコードを記入する。 あり …… 1 なし …… 3
48	尿蛋白	尿中蛋白検査の所見について、次のコードを記入する。 － …… 1 ± …… 3 ＋ …… 5 ＋＋ …… 7 ＋＋＋ …… 9
49	検査1	二次検診結果のうち、空腹時の血中脂質検査について、次のコードを記入する。 あり …… 1 なし …… 3

項目番号	項目名	記　入　要　領
50	検査2	二次健診結果のうち、空腹時の血糖値検査について、次のコードを記入する。 あ り …… 1 な し …… 3
51	検査3	二次健診結果のうち、ヘモグロビンA1c検査について、次のコードを記入する。 あ り …… 1 な し …… 3
52	検査4	二次健診結果のうち、負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)について、次のコードを記入する。 負荷心電図 …… 1 胸部超音波 …… 3
53	検査5	二次健診結果のうち、頸部超音波検査(頸部エコー検査)について、次のコードを記入する。 あ り …… 1 な し …… 3
54	検査6	二次健診結果のうち、微量アルブミン尿検査について、次のコードを記入する。 あ り …… 1 な し …… 3
55	特定保健指導	特定保健指導について、次のコードを記入する。 あ り …… 1 な し …… 3
56	脳又は心臓疾患	脳又は心臓疾患について、次のコードを記入する。 あ り …… 1 な し …… 3
57	健診給付病院等の番号	二次健診指定病院等の番号を記入する。

8 記入例

(1)療養(補償)給付・・・・・長期訪問看護

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別	① 支払局署	② 特殊事由コード	③ 予算コード
36102	27011	/	

共通項目

④ 労働保険番号：府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | 枝番号

⑤ 被災者生年月日／受診者生年月日：

⑥ 傷病年月日／二次健康診断受診年月日：

⑦ 年金証書番号：管轄局 | 種別 | 西暦年 | 番号 — 2 7 1 9 9 X X X X

⑧ 業務上外別：3

⑨ 給付の種別：1

⑩ 給付の種類／特例コード：2

⑪ 取消等の表示：

⑫ 新規継続再発の別：

⑬ 給付日数：

⑭ 三者コード：/

⑮ 特定疾病コード：/

⑯ 特別加入者コード：/ /

⑰ 支払コード：5

給付額等

⑱ 保険給付額：10,250円

⑲ 特別支給金A：

⑳ 特別支給金B：

㉑ 介護費用支出額：

支払年月日等

㉒ 支払(回収)年月日：平成19年1月18日

㉓ 支給(回収)決定年月日：平成19年1月12日

㉔ 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日：平成18年12月1日

㉕ 給付期間の末日：平成18年12月31日

㉖ 療養開始年月日：

療養項目等

㉗ 診療機関の別：

㉘ 実診療日数等：12

㉙ 指定・非指定の別：

㉚ 指定病院番号：

㉛ 特殊費用の別：2

㉜ 入院・非入院の別：

その他

㉝ 障害・傷病等級等：/ /

㉞ 給付基礎日額：

㉟ 算定基礎日額：

㊱ 平均賃金：

㊲ 介護区分：

㊳ 介護者コード：

災害統計項目

㊴ 性別：/

㊵ 傷病性質：/ /

㊶ 傷病部位又は疾物方法：/ /

㊷ 事故の相手方：/ /

健診結果等

一次健診結果：

㊸ 血圧　㊹ 血中脂質　㊺ 血糖検査方法　㊻ 血糖所見　㊼ BMI　㊽ 尿蛋白

二次健診検査項目等：

㊾ 検査1　㊿ 検査2　(51) 検査3　(52) 検査4　(53) 検査5　(54) 検査6　(55) 特定保健指導　(56) 喫煙歴　(57) 健診給付病院等の番号

備考

決裁	年	月	日
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

(2)休業(補償)給付(特殊事由コード有りのとき)

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別	① 支払局署	㉔特殊事由コード	③ 予算コード
36102	1001	1	

共通項目

① 労働保険番号: 府県 10 / 所掌 1 / 管轄 01 / 基幹番号 XXXXXX / 枝番号

⑤ 被災者生年月日／受診者生年月日: 5年2月5日 / 1年10月1日

⑥ 傷病年月日・二次健康診断受診年月日: 7年1月6日 / 1年11月1日

⑦ 年金証書番号: 管轄局 / 種別 / 西暦年 / 番号

⑧ 業務二別: 1

⑨ 給付の種別: 2

⑩ 給付の種類／特例コード: 1

⑪ 取消等の表示:

⑫ 新規継続再発の別: 3

⑬ 給付日数:

⑪ 三者コード:

⑮ 特定疾病コード:

⑯ 特別加入者コード: 21

⑰ 支払コード: 5

給付額等

⑱ 保険給付額: 600円

⑲ 特別支給金A:

⑳ 特別支給金B: 200円

㉑ 介護費用支出額:

支払年月日等

㉒ 支払(回収)年月日: 7年1月8日 / 6月5日

㉓ 支給(回収)決定年月日: 7年1月8日 / 6月2日

㉔ 給付期間の初日／一次健康診断受診年月日: 7年1月8日 / 5月1日

㉕ 給付期間の末日: 7年1月8日 / 5月10日

㉖ 療養開始年月日: 7年1月6日 / 1月1日

療養項目等

㉗ 診療機関の別:

㉘ 実診療日数等:

㉙ 指定・非指定の別:

㉚ 指定病院番号:

㉛ 特殊費用の別:

㉜ 入院・非入院の別:

その他

㉝ 障害・傷病等級号:

㉞ 給付基礎日額: 10,000円

㉟ 算定基礎日額:

㊱ 平均賃金: 10,000円

㊲ 介護区分:

㊳ 介護者コード:

災害統計項目

㊴ 性別: 1

㊵ 傷病性質: 01

㊶ 傷病部位又は運動方法: 47

㊷ 事故の相手方:

健診結果等

一次健診結果: ㊸ 血圧 ㊹ 血中脂質 ㊺ 血糖検査方法 ㊻ 血糖所見 ㊼ BMI ㊽ 尿蛋白

二次健診検査項目等: ㊾ 検査1 ㊿ 検査2 (51) 検査3 (52) 検査4 (53) 検査5 (54) 検査6 (55) 特定疾病番号 (56) 既往歴又は自覚症状 (57) 健診給付病院等の番号

備考

決裁		年 月 日		
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

(3)障害(補償)給付・・・・・障害補償

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別	①支払局署	②特殊事由コード	③予算コード
36102	4102		

共通項目

④労働保険番号：府県 ／ 所掌 ／ 管轄 ／ 基幹番号 ／ 枝番号

⑤被災者生年月日／受診者生年月日　⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日

⑦年金証書番号：管轄局 413 ／ 種別 ／ 西暦年 99 ／ 番号 XXXX

⑧業種区別 1　⑨給付の種別 3　⑩給付の種類/特例コード 2　⑪取消等の表示 1　⑫新規継続再発の別 3

⑬給付日数 60日　⑪三者コード ／　⑮特定疾病コード ／　⑯特別加入者コード ／ ／　⑰支払コード 5

給付額等

⑱保険給付額 3021666円　⑲特別支給金A

⑳特別支給金B　㉑介護費用支出額

支払年月日等

㉒支払(回収)年月日 平成18年12月15日　㉓支給(回収)決定年月日 平成18年12月5日

㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日　㉕給付期間の末日

㉖療養開始年月日

療養項目等

㉗診療機関の別　㉘実診療日数等　㉙指定・非指定の別　㉚指定病院番号

㉛特殊費用の別　㉜入院・非入院の別

その他

㉝障害・傷病等級号　㉞給付基礎日額 9960円　㉟算定基礎日額

㊱平均賃金　㊲介護区分　㊳介護者コード

災害統計項目

㊴性別　㊵傷病性質　㊶傷病部位又は通勤方法　㊷事故の相手方

健診結果等

一次健診結果：㊸血圧　㊹血中脂質　㊺血糖検査方法　㊻血糖所見　㊼BMI　㊽尿蛋白

二次健診検査項目等：㊾検査1　㊿検査2　(51)検査3　(52)検査4　(53)検査5　(54)検査6　(55)特定保健指導　(56)結果又は法令変更　(57)健診給付病院等の番号

備考

決裁	年	月	日
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

(4)介護(補償)給付・・・・・介護費用支出しない場合(入力月が4月かつ旧年度予算の場合)

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別 36102　①支払局署 2202　②特殊事由コード /　③予算コード 3

共通項目

④労働保険番号　府県 / 所掌 / 管轄 / 基幹番号 / 枝番号

⑤被災者生年月日／受診者生年月日　元号 / 年 / 月 / 日

⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日　元号 / 年 / 月 / 日

⑦年金証書番号　管轄局 22 / 種別 3 / 西暦年 9 9 / 番号 X X X X

⑧業通二別 1　⑨給付の種別 7　⑩給付の種類／特例コード 3　⑪取消等の表示 1　⑫新規継続再発の別 3

⑬給付日数 30　⑭三者コード /　⑮特定疾病コード /　⑯特別加入者コード / /　⑰支払コード 5

給付額等

⑱保険給付額　億 / 千万 / 百万 / 十万 / 万 8 / 千 6 / 百 3 / 十 1 / 円 0

⑲特別支給金A　億 / 千万 / 百万 / 十万 / 万 / 千 / 百 / 十 / 円

⑳特別支給金B　億 / 千万 / 百万 / 十万 / 万 / 千 / 百 / 十 / 円

㉑介護費用支出額　億 / 千万 / 百万 / 十万 / 万 / 千 / 百 / 十 / 円

支払年月日等

㉒支払(回収)年月日　平 / 18 / 年 / 4 / 月 / 20 / 日

㉓支給(回収)決定年月日　平 / 18 / 年 / 4 / 月 / 13 / 日

㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日　平 / 18 / 年 / 3 / 月 / 1 / 日

㉕給付期間の末日　平 / 18 / 年 / 3 / 月 / 31 / 日

㉖療養開始年月日　元 / 年 / 月 / 日

療養項目等

㉗診療機関の別 /　㉘実診療日数等 /　㉙指定・非指定の別 /　㉚指定病院番号 /

㉛特殊費用の別 /　㉜入院・非入院の別 /

その他

㉝障害・傷病等級号 / / / /　㉞給付基礎日額 / / / / / 円　㉟算定基礎日額 / / / / / 円

㊱平均賃金 / / / / / /　㊲介護区分 3　㊳介護者コード 3

災害統計項目

㊴性別 /　㊵傷病性質 / /　㊶傷病部位又は通勤方法 / /　㊷事故の相手方 / /

健診結果等

一次健診結果　㊸血圧 /　㊹血中脂質 /　㊺血糖検査方法 /　㊻血糖所見 /　㊼BMI /　㊽尿蛋白 /

二次健診検査項目等　㊾検査1 /　㊿検査2 /　(51)検査3 /　(52)検査4 /　(53)検査5 /　(54)検査6 /　(55)特定健診項目 /　(56)頻又は心疾患 /　(57)健診給付病院等の番号

備考

決裁	年	月	日
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

(5)二次健康診断等給付

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付支払調査票

帳票種別	①支払局署	②特殊事由コード	③予算コード
36102	27		

共通項目

④労働保険番号：府県 27／所掌 1／管轄 01／基幹番号 XXXXXX／枝番号

⑤被災者生年月日／受診者生年月日：S 48 5 12

⑥傷病年月日／二次健康診断受診年月日：H 18 5 10

⑦年金証書番号：管轄局／種別／西暦年／番号

⑧業務上外別：5

⑨給付の種別：8

⑩給付の種類／特例コード：7

⑪取消等の表示：

⑫新規継続再発の別：

⑬給付日数：

⑭三者コード：

⑮特定疾病コード：

⑯特別加入者コード：

⑰支払コード：3

給付額等

⑱保険給付額：3,104円

⑲特別支給金A：

⑳特別支給金B：

㉑介護費用支出額：

支払年月日等

㉒支払(回収)年月日：H 18 7 14

㉓支給(回収)決定年月日：H 18 7 12

㉔給付期間の初日／一次健康診断受診年月日：H 18 4 6

㉕給付期間の末日：

㉖療養開始年月日：

療養項目等

㉗診療機関の別：

㉘実診療日数等：

㉙指定・非指定の別：

㉚指定病院番号：

㉛特殊費用の別：

㉜入院・非入院の別：

その他

㉝障害・傷病等級号：

㉞給付基礎日額：

㉟算定基礎日額：

㊱平均賃金：

㊲介護区分：

㊳介護者コード：

災害統計項目

㊴性別：

㊵傷病性質：

㊶傷病部位又は通勤方法：

㊷事故の相手方：

健診結果等

一次健診結果：㊸血圧 1　㊹血中脂質 1　㊺血糖検査方法 1　㊻血糖所見 1　㊼BMI 1　㊽尿蛋白 3

二次健診検査項目等：㊾検査1 1　㊿検査2 1　(51)検査3 1　(52)検査4 3　(53)検査5 1　(54)検査6 1　(55)特定保健指導 1　(56)脳又は心臓疾患 3　(57)健診給付病院等の番号 XXXXXXX

備考

決裁	年	月	日
課長	調整官	監察官	係長	係員
署長	次長	課長	係長	係員

Ⅲ　各種リストの内容と事務処理

1 給付種類別データリスト合計表(配信リスト)

(1)出力様式

給付種類別データリスト合計表

××頁

99局99署(業通二計・当月)　　平成××年××月××日

平成××年××月分

	通常		追給		取消		一部回収		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保険給付費										
療養補償給付										
短　期										
年　金										
休業補償給付										
障害補償給付										
一時金										
一時金・年金										
前払一時金										
未支給年金										
遺族補償給付										
一時金										
一時金・年金										
前払一時金										
未支給年金										
葬祭料										
短期										
年金										
傷病補償年金										
介護補償給付										
二次健診等給付										
計										
特別支給金										
休業特別支給金										
障害特別支給金										
遺族特別支給金										
傷病特別支給金										
障害特別年金										
障害特別一時金										
遺族特別年金										
遺族特別一時金										
傷病特別年金										
計										
合　　計										

＊二次健診等給付額の出力は、「(二次健診等給付・当月)」及び「(業通二計・当月)」時のみとする。
＊特別遺族給付金のうち特別遺族一時金は遺族(補償)給付の一時金に、特別遺族差額一時金は前払一時金に、特別遺族年金は一時金・年金に含めて集計する。

（2）目的

このリストは、会計帳簿等と給付データ関係の機械処理結果との突合を行うための管理資料として、前月分の給付システム及び給付支払調査票による給付データを基に、給付の種類別に件数、金額を印書し、局署あて配信を行う。

（3）配信方法

イ　様式

スタンダード用紙、全幅

ロ　出力端末装置

・　局配信分　ラインプリンタ（ＬＰ）

・　署配信分　監督署用配信プリンタ（K･ＬＰ）

ハ　配信方式

配信方式は、自動配信とする。

なお、局あて配信リストは局払分のほか管轄全署分を出力する。

また、統計表の前後に配信電文を出力する。

ニ　配信日時

配信日時は、前月分を原則毎月１０日に出力する。

配信開始時間は、午後３時からとする。

なお、配信日については、四半期ごとに機械処理業務実施計画により通知する。

ホ　配信電文の再送

配信されたデータを印書した際に、印字ずれが生じた等のため再印書したいときは、配信電文を再送要求することができる。

再送要求の方法等については、局においては「労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（都道府県労働局編）」を、署においては「労災行政情報管理システム端末装置運用管理要領（労働基準監督署編）」を参照のこと。

なお、配信当日に配信リストを受け取らなかった場合、配信電文は７日間保存するが、一度出力された場合の再送要求の可能な期間は翌日までとなるので、なるべく配信当日に受け取ること。

（4）印書内容

イ　災害区分は業災、通災、二次健診及び業通二計とする。

ロ　「通常」欄は、前月分の支払データの件数及び金額を印書する。

ハ　「追給」欄は、前月分の追給データの件数及び金額を印書する。

ニ　「取消」欄は、前月に全額回収額登記（分割納付により完納されたものを含む）された件数及び金額を印書する。

ホ　「一部回収」欄は、前月に一部回収額登記（分割納付により完納されたものは除く）された件数及び金額を印書する。

ヘ　「合計」欄は、件数については「通常」－「取消」の計算結果を印書し、金額については「通常」＋「追給」－「取消」－「一部回収」の計算結果を印書する。

ト　給付種類別については、給付検索状況と同様とする。（「給付状況検索の検索内容」74 頁参照）

（5）事務処理

このリストは、給付システム及び給付支払調査票により入力されたデータが正しく機械処理されたかどうかの確認及び突合を行うためのリストである。

よって、前月分の会計帳簿と突合した結果、差額が生じたときは原因を追求し、給付システムのデータを修正すること。給付システムによる修正が不可能な場合は、給付支払調査票により訂正データを作成すること。

なお、給付システムの業務資料「月計表」と突合する際は、「月計表」の件数には統計として計上しない追給分も含まれること、回収額登記分が反映されていないこと並びに給付システムにおける訂正処理（業通二別の訂正等）により作成される訂正データ及び取消データ（合計金額の変更のないもの。）については、当リストには集計されていないので注意すること。

また、確認及び突合の結果、疑義のある場合は、次頁の給付データリストのうち、必要な給付種類のものを作成、送付するので、該当年月、管轄局署コード及び給付種別を本省（労災保険業務室）に連絡すること。

上記の事務処理は、年度末（旧４月分の処理終了後）において決算処理に反映されるため、必ず毎月行うこと。

2 給付データリスト

(1)出力様式(出力項目)

給付データリスト(療養)

労働保険番号(年金証書番号)	生年月日	傷病年月日	給付種別	給付種類	取消等の表示	業通二別	特殊費用の別	支払(回収)年月日	給付日数	保険給付費

給付データリスト(休業)

労働保険番号	生年月日	傷病年月日	給付種別	給付種類	取消等の表示	業通二別	支払(回収)年月日	給付日数	保険給付費	特別支給金B

給付データリスト(障害)

労働保険番号(年金証書番号)	生年月日	傷病年月日	給付種別	給付種類	取消等の表示	業通二別	等級号	支払(回収)年月日	保険給付費	特別支給金A	特別支給金B

給付データリスト(遺族)

労働保険番号(年金証書番号)	生年月日	傷病年月日	給付種別	給付種類	取消等の表示	業通二別	支払(回収)年月日	保険給付費	特別支給金A	特別支給金B

給付データリスト(葬祭料)

労働保険番号(年金証書番号)	生年月日	傷病年月日	給付種別	給付種類	取消等の表示	業通二別	支払(回収)年月日	給付日数	保険給付費

給付データリスト(介護)

年金証書番号	生年月日	傷病年月日	給付種別	給付種類	取消等の表示	業通二別	支払(回収)年月日	給付日数	保険給付費

給付データリスト(二次健診)

労働保険番号	生年月日	傷病年月日	給付種別	給付種類	取消等の表示	業通二別	支払(回収)年月日	保険給付費

※ 「傷病年月日」は「二次健康診断受診年月日」に読み替える。
「給付の種類」は「特例コード」に読み替える。
「遺族」には特別遺族給付金を含む。

（2）目的

このリストは、給付種類別データリスト合計表の確認及び突合等の結果、支払金額等に疑義が生じ、支払又は回収原議簿等の内容と機械処理された個々の給付データの照合を行うための資料として、署（二次健診等給付については局）から依頼があった場合に限り作成、送付を行う。

（3）依頼方法

当リストが必要な場合は、疑義の内容、当該年月、管轄局署コード及び給付種別を本省（労災保険業務室）に連絡すること。

本省（労災保険業務室）においては当リストを印書し、該当局又は署あて送付する。

（4）印書内容

各項目コード等の内容は、給付支払調査票の入力項目と同様である。

（「給付支払調査票の記入要領」30頁参照）

なお、当リストには、給付システムにおける訂正処理により作成される訂正データ及び取消データが（合計金額の変更のないもの）が含まれているので注意すること。

1 第1表補償給付支払状況平均支払額(月報・決算)

(1)出力様式

第1表 補償給付支払状況平均支払額(1)

平成××年××月分 ×××頁

当累	局	署	業通別	業種	業種名称	療養給付				休業給付			
						療養件数	療養日数	1日当たり金額	療養金額	休業件数	休業日数	1日当たり金額	休業金額

第1表 補償給付支払状況平均支払額(2)

平成××年××月分 ×××頁

当累	局	署	業通別	業種	業種名称	障害給付			遺族給付		
						障害件数	1件当たり金額	障害金額	遺族件数	1件当たり金額	遺族金額

第1表 補償給付支払状況平均支払額(3)

平成××年××月分 ×××頁

当累	局	署	業通別	業種	業種名称	葬祭料			介護給付		
						葬祭件数	1件当たり金額	葬祭金額	介護件数	1件当たり金額	介護金額

第1表 補償給付支払状況平均支払額(4)

平成××年××月分 ×××頁

当累	局	署	業通別	業種	業種名称	合計					
						平均給付基礎日額	1日当り療養費の平均給付基礎日額に対する比		合計件数	新規受給者数	合計金額
1	01	01	1	02	木材伐出業						
1	01	01	1	03	その他の林業						
1	01	01	1	ST	小計						
1	01	01	1	11	海面漁業						
					∫						
1	01	01	1	98	卸売小売飲食又は宿泊業						
1	01	01	1	99	金融保険又は不動産業						
1	01	01	1	ST	小計						
1	01	01	1	GT	合計						

※「遺族」及び「合計」には特別遺族一時金を含む。

（2）目的

正常に処理された短期給付データについて、局署別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業月報・年報として毎月の保険給付の支払状況に係る資料とする。

このリストの内容は、「局署・業種別支払状況」検索（帳票種別 36101）においても確認可能であるため（但し、「新規受給者数」を除く）、毎月分の印書及び送付は依頼時のみとする。

なお、決算分については、毎年7月末頃に印書し、地方局に送付する。

（3）印書内容

イ　局合計は、署コードを「９９」署として集計する。

ロ　「当累」コードについて、「1」は当月分、「3」は累計分を表す。

ハ　「業通別」コードについて、「1」は業務災害、「3」は通勤災害、「9」は業通計を表す。

ニ　「平均給付基礎日額」欄は、「1日あたり休業金額」を0.6で除した計算結果である。

ホ　「新規受給者数」欄は、療養新規と葬祭料（療養のないもののみ）を集計する。

ヘ　上記ホの「療養新規」は、療養（補償）給付について被災労働者に初めて支払われた給付データを新規として計上する（2回目以降のレセプト又は請求書であっても、一番最初に給付された給付データを新規とする（その後支払われる初回分は継続とする）。）。

ト　「療養給付」欄には、傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付は含まれていない。

チ　「障害給付」には、次の給付の種類を集計する。

a　障害（補償）一時金

b　障害（補償）年金差額一時金

c　障害（補償）年金受給者の障害等級が8級から14級となった場合の一時金

d　傷病（補償）年金受給者が治ゆし、残存障害が8級から14級となった場合の一時金

リ　「遺族給付」には、次の給付の種類を集計する。

a　遺族（補償）一時金

b　遺族（補償）年金差額一時金

c　傷病（補償）年金受給者が死亡し、遺族（補償）年金を受ける権者がいない場合の一時金

d　特別遺族一時金

2 第2表特殊適用別補償給付支払状況

(1)出力様式

第2表　特殊適用別補償給付支払状況(1)
(短期給付)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	特適別	業通別	業種	業種名称	療養給付		休業給付		障害一時金		遺族一時金	
						件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

第2表　特殊適用別補償給付支払状況(2)
(短期給付)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	特適別	業通別	業種	業種名称	葬祭料		介護給付		合計		新規受給者数
						件数	金額	件数	金額	件数	金額	

第2表　特殊適用別補償給付支払状況(3)
(年金給付)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	特適別	業通別	業種	業種名称	傷病年金		障害年金		遺族年金		年金計	
						件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

第2表　特殊適用別補償給付支払状況(4)
(年金給付)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	特適別	業通別	業種	業種名称	傷病療養		合計	
						件数	金額	件数	金額

※「遺族一時金」には「特別遺族一時金」、「遺族年金」には「特別遺族年金」を含む。

（2）目的

正常に処理された給付データのうち、特殊適用事業に係るものについて、保険給付の件数及び金額を業種別に集計し、特殊適用事業の保険給付の支払状況に係る資料とする。

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとする。

（3）印書内容

イ　「当累」コードについて、「1」は当月分、「3」は累計分を表す。

ロ　「業通別」コードについて、「1」は業務災害、「3」は通勤災害、「9」は業通計を表す。

ハ　「新規受給者数」は、新規療養と葬祭料（療養のないもののみ）を集計する。

ニ　上記ハの「新規療養」は、療養（補償）給付について被災労働者に初めて支払われた給付データを新規として計上する（2回目以降のレセプト又は請求書であっても、一番最初に給付された給付データを新規とする（その後支払われる初回分は継続とする）。）。

ホ　特殊適用の種別は、次のとおりである。

「1」……　事務組合委託事業（4、7を除く。）

「3」……　一括有期事業

「4」……　事務組合委託の一括有期事業

「5」……　一人親方等の特別加入団体

「7」……　事務組合委託の一人親方等の特別加入団体

3 年金支払状況(月報)

(1)出力様式

年金支払状況(1)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	地本別	業通別	業種	業種名称	障害(補償)年金					
						年金		前払一時金		計	
						件数	金額	件数	金額	件数	金額

年金支払状況(2)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	地本別	業通別	業種	業種名称	遺族(補償)年金					
						年金		前払一時金		計	
						件数	金額	件数	金額	件数	金額

年金支払状況(3)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	地本別	業通別	業種	業種名称	傷病(補償)年金		(1)年金計	
						件数	金額	件数	金額

年金支払状況(4)

平成××年××月分　×××頁

当累	局	地本別	業通別	業種	業種名称	(2)傷病(補償)年金の受給者に係る療養の給付及び療養の費用			(1)+(2)合計	
						件数	日数	金額	件数	金額

※「遺族(補償)年金」には特別遺族年金を含む。

（2）目的

正常に処理された年金給付データについて、局別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業月報として毎月の保険給付の支払状況に係る資料とする。

このリストの内容は、「局署・業種別支払状況」検索においても確認可能であるため、毎月分の印書及び送付は依頼時のみとする。

（3）印書内容

イ　「当累」コードについて、「1」は当月分、「3」は累計分を表す。

ロ　「地本別」コードについて、「1」は本省払分、「3」は地方払分、「9」は合計を表す。

ハ　「業通別」コードについて、「1」は業務災害、「3」は通勤災害、「9」は業通計を表す。

ニ　「年金」欄は、本省払年金及び地方払の未支給年金を集計する。

4 年金支払状況(決算)

(1)出力様式

年金支払状況(1)

平成××年××月分　×××頁

地本別	局	署	業通別	業種	業種名称	障害(補償)年金					
						年金		前払一時金		計	
						件数	金額	件数	金額	件数	金額

年金支払状況(2)

平成××年××月分　×××頁

地本別	局	署	業通別	業種	業種名称	遺族(補償)年金					
						年金		前払一時金		計	
						件数	金額	件数	金額	件数	金額

年金支払状況(3)

平成××年××月分　×××頁

地本別	局	署	業通別	業種	業種名称	傷病(補償)年金		(1)年金計	
						件数	金額	件数	金額

年金支払状況(4)

平成××年××月分　×××頁

地本別	局	署	業通別	業種	業種名称	(2)傷病(補償)年金の受給者に係る療養の給付及び療養の費用			(1)+(2)合計	
						件数	日数	金額	件数	金額

※「遺族(補償)年金」には特別遺族年金を含む。

（2）目的

正常に処理された年金給付データについて、局別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業年報として毎年の保険給付の支払状況に係る資料とする。

このリストは、決算分として毎年７月末頃に印書し、地方局に送付する。

（3）印書内容

イ　「地本別」コードについて、「１」は本省払分、「３」は地方払分、「９」は合計を表す。

ロ　「業通別」コードについて、「１」は業務災害、「３」は通勤災害、「９」は業通計を表す。

ハ　「年金」欄は、本省払年金及び地方払の未支給年金を集計する。

5 特別支給金支払状況表(決算)

(1)出力様式

特別支給金支払状況表　決 算(1)

平成××年度分　×××頁

局	署	業通別	業種	休業		傷病					
				特別支給金		特別支給金		特別年金		傷病計	
				件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

特別支給金支払状況表　決 算(2)

平成××年度分　×××頁

局	署	業通別	業種	障害							
				特別支給金		特別一時金		特別年金		障害計	
				件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

特別支給金支払状況表　決 算(3)

平成××年度分　×××頁

局	署	業通別	業種	遺族							
				特別支給金		特別一時金		特別年金		遺族計	
				件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

特別支給金支払状況表　決 算(4)

平成××年度分　×××頁

局	署	業通別	業種	特別支給金計		特別一時金計		特別年金計		合計	
				件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

（2）目的

正常に処理された特別支給金に係る給付データについて、局署別、業通別、業種別に件数及び金額を集計し、その集計結果を労災保険事業年報として毎年の特別支給金の支払状況に係る資料とする。

このリストは、決算分として毎年７月末頃に印書し、地方局に送付する。

（3）印書内容

イ　「業通別」コードについて、「１」は業務災害、「３」は通勤災害、「９」は業通計を表す。

ロ　傷病、障害及び遺族の特別支給金欄には、定額の特別支給金を集計する。

ハ　障害及び遺族の特別一時金欄には、それぞれ下記ニの特別年金を除く特別給与を基礎とする特別支給金を集計する。

ニ　傷病、障害及び遺族のそれぞれの特別年金欄は、本省払特別年金及び地方払の未支給特別年金を集計する。

303　二次健康診断統計

1　二次健康診断等給付支払状況（月報・決算）

（1）出力様式

（月報）　　二次健康診断等給付支払状況

平成××年××月分　　××頁

局	業種	業　種　名　称	件　　数	金　　額
合　　計				

（決算）　　二次健康診断等給付支払状況

平成××年××年度分　　××頁

局	業種	業　種　名　称	件　　数	金　　額
合　　計				

（2）目的

正常に処理された二次健診等給付データについて、局別、業種別に件数及び金額を集計し、毎月又は毎年度の保険給付の支払状況に係る資料とする。

なお、このリストの毎月分の印書及び送付は、局からの依頼時のみとする。

304　リスト印書依頼

1　対象となるリスト

（1）給付データリスト

（2）第1表　補償給付支払状況平均支払額（月報）

（3）第2表　特殊適用別補償給付支払状況

（4）年金支払状況（月報）

（5）二次健康診断等給付支払状況（月報）

2　依頼方法

（1）上記1の（1）については、正常に機械処理された給付データを把握したい場合に本省（労災保険業務室）に連絡のうえ、依頼すること。

（2）上記1の（2）～（5）については、次頁の様式により本省（労災保険業務室）に依頼すること。

様式

事　務　連　絡
平成　年　月　日

厚生労働省労働基準局
　労災補償部労災保険業務室
　　運用・短期給付班統計調査係

都道府県労働局労働基準部
労災補償課○○係

給付統計関係リストの送付依頼について

標記について、下記のとおり依頼いたします。

記

名　　称	印書依頼月
第１表　補償給付支払状況平均支払額（月報）	月分～　　月分
第２表　特殊適用別補償給付支払状況	月分～　　月分
年金支払状況（月報）	月分～　　月分
二次健康診断等給付支払状況（月報）	月分～　　月分

Ⅳ　給付状況検索

401　給付状況検索の目的

給付システム及び給付支払調査票による給付データに基づき事業場別、局署・業種別に労災保険給付状況を各端末に出力し、事業主からの給付状況(実額)の照会に対応する等、行政サービスの向上を図るほか、局署別又は業種別の給付状況を通じて、自局管内の労働災害の動向を把握し、事業場又は業界団体への指導・助言を行うなど、労災保険財政の健全化に資するための情報を提供する。

402　検索の概要

1　事業場別給付状況検索

労働保険番号、対象年度、業通二別の検索キーを入力することにより、事業場ごとの労災保険給付額について、給付種類別に出力するとともに、当該事業の業種、産業分類、事業場の規模及び該当年度の新規受給者数（二次健診等給付分を除く）を出力する。

なお、検索の対象期間について、一括有期事業を含む継続事業場については、単年度単位に過去3年度プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とし、有期事業については事業成立から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

2　局署・業種別給付状況検索

管轄局署コードのほか、支払箇所、業種等の検索キーを入力することにより、支払局署（診療費、本省払年金及び二次健診等給付については管轄局署）ごとの労災保険給付額について、支払箇所別、業種別、業通二別及び給付種類別に出力する。

なお、検索の対象期間については、単年度単位に過去3年度プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までの検索を可能とする。

3　その他

事業場別給付状況検索及び局署・業種別給付状況検索においては、特別遺族給付金のうち特別遺族一時金は遺族（補償）給付の一時金に特別遺族差額一時金は一時金（年金）に特別遺族年金は年金（未支給年金）に含めて集計する。

403　検索業務の運用

（1）運用日時

月曜日～金曜日　9時～17時15分

（但し、年末年始及び祝・祭日を除く。）

（2）検索期間

原則として、前月分までのデータを第6開庁日に検索可能とする。

なお、具体的な日程については、四半期ごとに機械処理業務実施計画により通知する。

404 入出力様式

1. 入力帳票(帳票種別36101)

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索入力帳票

帳票種別
36101

事業場別検索項目

① 労働保険番号

府	県	所掌	管	轄	基	幹	番	号				枝番号		

② 対象年度
元号 年

継続事業場について、検索対象年度を記入。

③ 業通二別

業通計…空欄
業務災害…1
通勤災害…3
二次健診…5

局署別・業種別検索項目

④ 局 署

署コード…局署計＝99

⑤ 支払箇所

合計…空欄
本省払…1
局払…3
署払…5

⑥ 業種

全業種計…空欄

⑦ 業通二別

業通計…空欄
業務災害…1
通勤災害…3
二次健診…5

⑧ 元号 年 月 当累別

検索対象年月(当年度及び過去3年度分について検索可能)
元　　号…平成「7」を記入
年度別累計…年を記入
当　月　分…年・月及び当累別に「1」を記入
累　計　分…年・月及び当累別に「3」を記入(当該年度新4月から最大当該年度累計まで検索可能)

⑨ 旧表示

通常…空欄
旧4月…1

2 出力帳票(帳票種別553)

(1)出力帳票

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索出力帳票

553

労働保険番号(局 署) ［　　］　業 種 ［　］　産業分類(支払箇所) ［　］　業種二別 ［　］

対象年度(対象年月) ［　　］　規 模(当累計) ［　］　新規受給者数(旧表示) ［　］

	給付種類	件数(件)	金額(円)
保険給付	療養(補償)給付計		
	短期給付		
	長期給付(年金)		
	休業(補償)給付		
	障害(補償)給付計		
	一時金		
	一時金(年金)		
	前払一時金		
	年金(未支給年金)		
	遺族(補償)給付計		
	一時金		
	一時金(年金)		
	前払一時金		
	年金(未支給年金)		
	葬祭料(給付)計		
	短期給付		
	長期給付(年金)		
	傷病(補償)年金		
	介護(補償)給付		
	二次健康診断等給付		
	保険給付計		
	給付種類	**件数(件)**	**金額(円)**
特別支給金	休業特別支給金		
	障害特別支給金		
	遺族特別支給金		
	傷病特別支給金		
	障害特別年金		
	障害特別一時金		
	遺族特別年金		
	遺族特別一時金		
	傷病特別年金		
	特別支給金計		
	総合計		

(2)事業場別給付状況検索出力例

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索出力帳票

553

労働保険番号（局署）	xxxxxxxxxxxxx	業種	2101	産業分類（支払箇所）	05	業通二別	業通二計
対象年度（対象年月）	平成19年度	規模（当累計）	4	新規受給者数（旧表示）	2		

	給付種類	件数(件)	金額(円)
保険給付	療養(補償)給付計	192	16,816,710
	短期給付	146	13,521,727
	長期給付(年金)	46	3,294,983
	休業(補償)給付	60	14,702,541
	障害(補償)給付計	1	327,883
	一時金	0	0
	一時金(年金)	0	0
	前払一時金	0	0
	年金(未支給年金)	1	327,883
	遺族(補償)給付計	20	6,430,330
	一時金	0	0
	一時金(年金)	0	0
	前払一時金	0	0
	年金(未支給年金)	20	6,430,330
	葬祭料(給付)計	0	0
	短期給付	0	0
	長期給付(年金)	0	0
	傷病(補償)年金	17	8,723,676
	介護(補償)給付	0	0
	二次健康診断等給付	1	31,046
	保険給付計	291	47,032,186
特別支給金	給付種類	件数(件)	金額(円)
	休業特別支給金	60	4,900,389
	障害特別支給金	0	0
	遺族特別支給金	0	0
	傷病特別支給金	0	0
	障害特別年金	1	55,566
	障害特別一時金	0	0
	遺族特別年金	20	1,538,959
	遺族特別一時金	0	0
	傷病特別年金	17	1,729,592
	特別支給金計	98	8,224,506
	総合計	389	55,256,692

(3)局署・業種別給付状況検索出力例

労働者災害補償保険
給付統計システム

給付状況検索出力帳票

553

労働保険番号（局署）	0199	業種	99	産業分類（支払箇所）	合　計	業通二別	業通二計
対象年度（対象年月）	平成19年○月	規模（当累計）	累計分	新規受給者計（旧表示）			

	給付種類	件数(件)	金額(円)
保険給付	療養(補償)給付計	31,881	2,670,451,295
	短期給付	30,417	2,549,492,554
	長期給付(年金)	1,464	120,958,741
	休業(補償)給付	7,278	1,257,391,889
	障害(補償)給付計	4,016	1,580,715,306
	一時金	215	374,858,154
	一時金(年金)	3	5,505,978
	前払一時金	3	14,855,560
	年金(未支給年金)	3,795	1,185,495,614
	遺族(補償)給付計	4,200	1,415,564,918
	一時金	3	23,584,000
	一時金(年金)	3	22,525,244
	前払一時金	3	17,998,000
	年金(未支給年金)	4,191	1,351,457,674
	葬祭料(給付)計	20	12,235,160
	短期給付	16	9,032,300
	長期給付(年金)	4	3,202,860
	傷病(補償)年金	380	185,340,365
	介護(補償)給付	346	50,357,381
	二次健康診断等給付	28	836,650
	保険給付計	48,149	7,172,892,964

	給付種類	件数(件)	金額(円)
特別支給金	休業特別支給金	7,448	442,240,136
	障害特別支給金	250	114,077,188
	遺族特別支給金	24	71,000,000
	傷病特別支給金	8	8,065,718
	障害特別年金	2,574	135,836,013
	障害特別一時金	132	32,221,419
	遺族特別年金	3,227	203,739,490
	遺族特別一時金	3	5,490,063
	傷病特別年金	342	33,632,300
	特別支給金計	14,008	1,046,302,327
	総合計	62,157	8,219,195,291

3 入力画面
(1)OCR(K-OCR)画面

帳票種別36101　　【給付状況検索入力画面】

○ 事業場別検索
　労働保険番号　1－
　対象年度　2－
　業通二別　3－［　］

○ 局署別・業種別検索
　局署　4－
　支払箇所　5－［　］
　業種　6－［　］
　業通二別　7－［　］
　対象年月・当累別　8－
　旧年度表示　9－［　］

(2)HT2画面

帳票種別36101　　【給付状況検索入力画面】

○ 事業場別検索

労働保険番号　1－[redacted]

対象年度　2－[redacted]

業通二別　3－[redacted]

○ 局署別・業種別検索

局署　4－[redacted]

支払箇所　5－[redacted]

業種　6－[redacted]

業通二別　7－[redacted]

対象年月・当累別　8－[redacted]

旧年度表示　9－[redacted]

4 出力画面
(1)事業場別給付状況検索

帳票種別３６５５３

給付状況検索（結果）　１９．９．１３

労働保険番号	XXXXXXXXXXXXXX		
業種	９８０１	対象年度	平成１９年度
産業分類	００	業通二別	業通二計
規模	１１	新規受給者数	２人

療養（補償）給付計	２０７ 件	13, 112, 711 円
短期給付	２０７ 件	13, 112, 711 円
長期給付（年金）	０ 件	０ 円
休業（補償）給付	９６ 件	12, 637, 854 円
障害（補償）給付計	３ 件	6, 868, 623 円
一時金	３ 件	6, 868, 623 円
一時金（年金）	０ 件	０ 円
前払一時金	０ 件	０ 円
年金（未支給年金）	０ 件	０ 円
遺族（補償）給付計	１２ 件	3, 792, 093 円
一時金	０ 件	０ 円
一時金（年金）	０ 件	０ 円
前払一時金	０ 件	０ 円
年金（未支給年金）	１２ 件	3, 792, 093 円

葬祭料（給付）計	０ 件	０ 円
短期給付	０ 件	０ 円
長期給付（年金）	０ 件	０ 円
傷病（補償）年金	０ 件	０ 円
介護（補償）給付	０ 件	０ 円
二次健診等給付	２ 件	47, 381 円
保険給付費計	３２０ 件	36, 458, 662 円
休業特別支給金	９６ 件	4, 211, 734 円
障害特別支給金	３ 件	870, 000 円
遺族特別支給金	０ 件	０ 円
傷病特別支給金	０ 件	０ 円
障害特別年金	０ 件	０ 円
障害特別一時金	０ 件	０ 円
遺族特別年金	０ 件	０ 円
遺族特別一時金	０ 件	０ 円
傷病特別年金	０ 件	０ 円
特別支給金計	９９ 件	5, 081, 734 円
総合計	４１９ 件	41, 540, 396 円

(2)局署・業種別給付状況検索

帳票種別３６５５３

給付状況検索（結果）　　１９．９．１３

局署	ＸＸＸＸ	対象年月	平成１９年○月
業種	９８	当累計	累計分
業通二別	業通二計	旧表示	
支払箇所	合計		

療養（補償）給付計	１，５３１件	１０６，４８２，３８３円
短期給付	１，４７１件	１０１，８６６，２８３円
長期給付（年金）	６０件	４，６１６，１００円
休業（補償）給付	１６０件	２１，７７６，５３７円
障害（補償）給付計	２４１件	７７，３４８，４３３円
一時金	１６件	３４，２３０，３６２円
一時金（年金）	０件	０円
前払一時金	０件	０円
年金（未支給年金）	２２５件	４３，１１８，０７１円
遺族（補償）給付計	２８３件	６６，６９８，０４８円
一時金	１件	６，９３７，０００円
一時金（年金）	０件	０円
前払一時金	０件	０円
年金（未支給年金）	２８２件	５９，７６１，０４８円

葬祭料（給付）計	３件	１，３９８，７１０円
短期給付	３件	１，３９８，７１０円
長期給付（年金）	０件	０円
傷病（補償）年金	１５件	５，０８６，８９６円
介護（補償）給付	２４件	２，９９２，７９０円
二次健診等給付	８件	２３１，５２４円
保険給付費計	２，２６５件	２８２，０１５，３２１円
休業特別支給金	１６３件	７，６９０，００５円
障害特別支給金	１９件	１２，８９０，０００円
遺族特別支給金	４件	１２，０００，０００円
傷病特別支給金	０件	０円
障害特別年金	１８４件	５，７４７，５３７円
障害特別一時金	１３件	４，５８１，０１４円
遺族特別年金	２２５件	９，４２３，２２５円
遺族特別一時金	１件	１，３８８，０００円
傷病特別年金	１２件	８７５，４９９円
特別支給金計	６２１件	５４，５９５，２８０円
総合計	２，８８６件	３３６，６１０，６０１円

405　給付状況検索の検索内容

1　事業場別給付状況検索

（1）対象事業場

労働保険番号台帳に管理されている全事業場を対象とする。

なお、「労働保険適用徴収システム」において労働保険番号のキー変更処理がされているときは、キー変更後の労働保険番号により集計する。

（2）対象期間

一括有期事業を含む継続事業場については過去 3 年度分プラス当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとし、有期事業については事業成立（平成 9 年 4 月 1 日以降のもの）から当年度前月末分（給付統計処理完了月）までとする。

（3）検索キーの内容

イ　項番「1」……労働保険番号

労働保険番号（14 桁）とする。ただし、枝番号がない場合は 11 桁でも可とする。

ロ　項番「2」……対象年度

継続事業場について検索対象年度に次の元号を付して入力する。

平成……「7」

ハ　項番「3」……業通二別

業務災害…「1」、通勤災害…「3」、二次健診等給付…「5」

ただし、業通二計を検索する場合は入力しないこと。

（4）出力内容

イ　労働保険番号……該当事業場の労働保険番号

ロ　業　　種……労働保険番号台帳に登記されている業種

（別表 3「業種コード表」によるコード番号）

ハ　産 業 分 類……労働保険番号台帳に登記されている産業分類

（別表 4「産業分類コード表」によるコード番号）

ニ　業 通 二 別……検索した業通二別コードの名称

ホ　対 象 年 度……一括有期を含む継続事業について、検索した年度

ヘ　規　　模……労働保険番号台帳に登記されている労働者数の規模区分であり次のコードで表示する。

「1」……1,000 人以上	「2」……500 人～999 人
「3」……300 人～499 人	「4」……100 人～299 人
「5」…… 50 人～ 99 人	「6」…… 30 人～ 49 人
「7」…… 16 人～ 29 人	「8」…… 10 人～ 15 人
「9」…… 5 人～ 9 人	「10」…… 1 人～ 4 人
「11」……事務組合委託事業	「0」……労働者数登記なし

ト　新規受給者数……療養新規と葬祭料（療養のないもの）の件数

（二次健診等給付分を除く）

[保険給付]

イ　療養（補償）給付計……下記（イ）、（ロ）の合計

（イ）短　期　給　付……短期の療養（補償）給付

（ロ）長期給付（年金）……傷病（補償）年金受給者に係る療養（補償）給付、障害

又は遺族年金受給者に係る診断書料等

ロ　休業（補業）給付……休業（補償）給付

ハ　障害（補償）給付計……下記（イ）～（ニ）の合計

（イ）一　　時　　金……短期の障害（補償）一時金

（ロ）一時金（年金）……障害（補償）年金差額一時金及び傷病（補償）年金受給者の傷病が治ゆし、残存障害の程度が障害等級8級～14級となった場合の一時金

（ハ）前　払　一　時　金……障害（補償）年金前払い一時金

（ニ）年金（未支給年金）……障害（補償）年金（未支給の障害（補償）年金を含む。）

ニ　遺族（補償）給付計……下記（イ）～（ニ）の合計

（イ）一　　時　　金……短期の遺族（補償）一時金、特別遺族一時金

（ロ）一時金（年金）……遺族（補償）年金差額一時金及び傷病（補償）年金受給者が死亡し、遺族（補償）年金を受ける遺族のない場合の一時金、特別遺族差額一時金

（ハ）前　払　一　時　金……遺族（補償）年金前払一時金

（ニ）年金（未支給年金）……遺族（補償）年金（未支給の遺族（補償）年金を含む。）、特別遺族年金

ホ　葬祭料（給付）計……下記（イ）、（ロ）の合計

（イ）短　期　給　付……短期の葬祭料（給付）

（ロ）長期給付（年金）……傷病（補償）年金受給者が死亡した場合の葬祭料（給付）

ヘ　傷病（補償）年金……傷病（補償）年金（未支給の傷病（補償）年金を含む。）

ト　介護（補償）給付……介護（補償）給付

チ　二次健診等給付……二次健診等給付

リ　保　険　給　付　計……上記イ～チの合計

[特別支給金]

イ　休業特別支給金……休業特別支給金

ロ　障害特別支給金……障害特別支給金（定額）

ハ　遺族特別支給金……遺族特別支給金（定額）

ニ　傷病特別支給金……傷病特別支給金（定額）

ホ　障害特別年金……障害特別年金

ヘ　障害特別一時金……障害特別一時金

ト　遺族特別年金……遺族特別年金

チ　遺族特別一時金……遺族特別一時金

リ　傷病特別年金……傷病特別年金

ヌ　特別支給金計……上記イ～リの合計

総　　合　　計……保険給付、特別支給金の合計

2　局署・業種別給付状況検索

（1）対象期間

過去３年度分及び当年度新４月から当年度前月末分（給付統計処理完了月分）までとし、旧４月処理（決算処理を含む）で年度を更新する。

また、検索対象年月及び当累別を指定することにより、指定月分又は新４月から指定月までの累計を出力する。

（2）検索キーの内容

イ　項番「４」……局署コード

検索対象の局及び署コードとする。

なお、二次健診等給付は局コードのみとし、局計を出力する場合は署コードを「９９」とする。また、全国計を出力する場合は局署コードを「９９９９」と入力すること。

ロ　項番「５」……支払箇所

支払箇所を指定する場合に、次のコードを入力する。

本省払……「１」、局払……「３」、署払……「５」

ハ　項番「６」……業種

業種（事業の種類の番号）を指定する場合に、２桁のコードを入力する。

（別表３「業種コード表」による上２桁のコード番号）

ニ　項番「７」……業通二別

業務災害、通勤災害又は二次健診等給付のみの給付状況を出力する場合に、次のコードを入力する。

業務災害……「１」、通勤災害……「３」、二次健診等給付……「５」

ホ　項番「８」……対象年月及び当累別

次の年月及びコードに元号コードを付して入力する。

平成……「７」

年度別累計……年を入力する。

当月分……年月及び当累別に「１」を入力する。

累計分……年月及び当累別に「３」を入力する。

ヘ　項番「９」旧表示

旧４月分（当月又は累計どちらでも可）の給付状況を出力する場合に、「１」を入力する。

（3）出力内容

入力を行った検索キーをそれぞれ出力する。

なお、業種について全業種計のときは「ＧＴ」、支払箇所について合計のときは「９」、業通二別について合計のときは「９」を表示する。

[保険給付]

事業場別給付状況検索と同様

[特別支給金]

事業場別給付状況検索と同様

V　エラー表示

501 エラー表示

1 HCメッセージ

HCメッセージは、ホストが各システムに共通して出力するメッセージであり、このメッセージが出力された際に入力したデータはキャンセルされる。

HCメッセージは、入力データの側に原因があって出力される場合と、ホスト又は端末装置の側に原因があって出力される場合とがあるので、次表により対処すること。

メッセージ	原　　因	対　処　方　法
HC01 帳票処理終了・中断	当該帳票の処理時間が終了しているか又は当該帳票を処理するプログラムに障害が発生したために処理を中断しているため。	障害回復電文の出力後帳票を再入力する。
HC02 帳票再入力願う	当該帳票の処理時間がラッシュ状態となり、一時的に処理不能となったため。	しばらく時間をおいてから、帳票を再入力する。
HC03 帳票種別エラー	帳票種別コードが誤って入力されたため。	帳票種別コードを確認の上で再入力する。
HC12 この端末からは入力出きません。	当該帳票の入力が許されていない端末装置から入力されたため。	適正な端末から再入力する。
HC14 帳票処理不可能	台帳に障害が発生し、帳票処理が不可能となったため。	障害回復電文の出力後帳票を再入力する。

2 形式エラー番号表

形式エラーは、各項目ごとにチェックを行い、不具合があるときはジャーナル画面上にキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

形式エラーとなったときは、帳票を訂正のうえ、再入力すること。

キャンセル表示	キャンセルの内容
XX－C1 （桁数オーバー）	桁数が所定数を超えているもの
XX－C2 （必須項目入力なし）	必須項目であるのに入力がないもの
XX－C3 （桁数不足）	桁数が所定数に満たないもの
XX－C4 （字種エラー）	所定の字種（数字）及び所定の詰めかた（右詰め・左詰め）以外のもの
XX－C5 （コードエラー）	所定のコード以外のもの
XX－C6 （数値エラー）	数値が所定の範囲にないもの
XX－C7 （日付エラー）	年月日が未来日付又は所定する年月日の範囲にないもの

（注） ××は項番を印字する

3 関連エラー番号表

関連エラーは、関連する2つ以上の項目について整合性のチェックを行い、不整合があるときはジャーナル画面上にキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

関連エラーとなったときは、帳票を訂正のうえ、再入力すること。

キャンセル番号	キャンセルメッセージ
C0002	「予算コード」に誤りがあります。確認してください
C0003	「支払(回収)年月日」が当年度でありません。
C0005	【被災者生年月日＞傷病年月日／二次健診受診年月日】です
C0006	【給付期間初日／一次健診受診年月日＞給付期間末日】です
C0007	【給付期間末日＞支給(回収)決定年月日】です
C0008	【給付期間初日／一次健診受診年月日＞支給(回収)決定年月日】です
C0009	【療養開始年月日＞給付期間初日／一次健診受診年月日】です
C0010	障害等級が8級以下です。確認してください
C0011	【支給事由発生年月日＜療養開始年月日】です
C0012	【支給事由発生年月日＞支給(回収)決定年月日】です
C0013	【給付期間初日／一次健診受診年月日＜支給事由発生年月日】です
C0014	障害等級が7級以下です。確認してください
C0015	障害・傷病等級が3級以下です。確認してください
C0016	入力された「短期キー」は存在しません

キャンセル番号	キャンセルメッセージ
C0017	「給付の種別」「給付の種類」に該当する一時金は存在しません
C0018	支給(回収)決定年月日が支給事由発生年月日より前の日付です
C0019	台帳に不整合があります。本省に連絡してください
C0020	入力された「年金証書番号」は年金ではありません
C0021	入力された「年金証書番号」は存在しません
C0022	入力された「年金証書番号」は支給決定されていません
C0023	【給付期間初日／一次健診受診年月日＜支給事由発生年月日】です
C0024	給付期間初日が年金の支給事由発生翌月以降でありません
C0025	該当する年金の等級は3級以下です
C0026	「労働保険番号」が存在しません
C0027	該当する短期給付は存在しません
C0028	給付額・特支金A・特支金Bのいずれかを入力してください
C0029	特別加入者は特別支給金B・算定基礎日額の入力はできません
C0030	入力された「対象年度」は範囲外です
C0031	対象月が4月以外のため「旧表示」の入力はできません
C0032	対象月に入力がないため「当累別」の入力はできません
C0033	【支給(回収)年月日＜支給(回収)決定年月日】です
C0034	【一次健診受診年月日＞二次健診受診年月日】です

キャンセル番号	キャンセルメッセージ
C0035	給付の種別１～７のとき4桁、給付の種別8のとき2桁以外です
C0036	給付の種別１～７のとき1、3、給付の種別8のとき5以外です
C0037	【二次健診等給付制度開始年月日＞支払(回収)年月日】です
C0038	【二次健診等給付制度開始年月日＞支払(回収)決定年月日】です
C0039	業通二別空欄、1、3のとき4桁、業通二別5のとき2桁以外です
C0043	特例コード3、5のとき、一次検査結果すべてが異常所見有りです
C0048	「障害・傷病等級号」は制度改正されています。本省連絡願います

4 項目別エラー番号表

(1) 給付支払調査票

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
1	支払局署	1－C2	入力のないもの
		1－C4	(1)数字以外のもの (2)左詰めになっていないもの
		1－C5	局署が存在しないもの
		C0035	給付の種類が1～7のとき4桁、給付の種類が8のとき2桁以外のもの
2	特殊事由コード	2－C1	2桁以上のもの
		2－C4	数字以外のもの
		2－C5	コードが1以外のもの
3	予算コード	3－C1	2桁以上のもの
		3－C4	数字以外のもの
		3－C5	コードが1、3以外のもの
		C0002	(1)入力月が4月のときに1、3以外のもの (2)入力月が4月以外のときに1、3のもの
4	労働保険番号	4－C1	15桁以上のもの
		4－C2	短期給付(短期給付キー)及び二次健診等給付の給付で入力のない場合
		4－C3	11桁未満又は14桁未満のもの
		4－C4	数字又は空欄以外のもの
		4－C5	(1)「府県」が01～47でないもの (2)「所掌」が1、3、9以外のもの (3)「基幹番号」がすべて0のもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
4	労働保険番号	4－C9	年金関係（年金証書番号）の給付で入力のある場合
		C0026	労働保険番号台帳に当該番号が存在しないもの
5 6	被災者生年月日／受診者生年月日 傷病年月日／二次健康診断受診年月日	X－C1	8桁以上のもの
		X－C2	短期給付キー及び二次健診等給付キーの給付で入力のない場合
		X－C3	7桁未満のもの
		X－C4	数字又は空欄以外のもの
		X－C5	元号が1、3、5、7以外のもの
		X－C7	(1)暦に存在しないもの (2)未来日付のもの
		X－C9	年金給付キー（年金証書番号）の給付で入力のある場合
		C0005	被災者生年月日／受診者生年月日が傷病年月日／二次健診受診年月日より新しいもの
		C0016	「短期給付キー」が給付システムで管理されていないもの
7	年金証書番号	7－C1	10桁以上のもの
		7－C2	年金給付キー（年金証書番号）の給付で入力のない場合
		7－C3	9桁未満のもの
		7－C4	数字又は空欄以外のもの
		7－C5	(1)「管轄局」が01～47でないもの (2)「年金種別」が1～6以外のもの (3)項番9「給付の種別」及び項番10「給付の種類／特例コード」と「年金種別」との関係が不整合のもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
7	年金証書番号	7－C9	短期関係（短期給付キー）及び二次健診等給付の給付で入力のある場合
		C0019	年金・一時金台帳が正しく管理されていないもの
		C0020	入力された「年金証書番号」が支給決定されていない場合
		C0021	「年金証書番号」が給付システムで管理されていないもの
8	業通二別	8－C1	2桁以上のもの
		8－C2	入力のないもの
		8－C4	数字以外のもの
		C0036	（1）二次健診等給付を除く場合で、1又は3以外のもの （2）二次健診等給付の場合で、5以外のもの
9	給付の種別	XX－C1	2桁以上のもの
10	給付の種類／特例コード	XX－C2	入力のないもの
		XX－C4	数字以外のもの
		XX－C5	（1）給付の種別が1～8以外のもの （2）給付の種類／特例コードが1～7以外のもの （3）「給付の種別」及び「給付の種類／特例コード」との関係が不整合のもの
		C0017	年金・一時金について、給付の種別、給付の種類の整合性が取れないもの
		C0027	療養、休業について、給付の種別、給付の種類の整合性が取れないもの
11	取消等の表示	11－C1	2桁以上のもの
		11－C4	数字又は空欄以外のもの
		11－C5	コードが1、2、6以外のもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
12	新規継続再発の別	12－C1	2桁以上のもの
		12－C2	項番11「取消等の表示」が0、1かつ必須入力を指定されている時に入力のないもの
		12－C4	数字以外のもの
		12－C5	(1)コードが1、3、5以外のもの (2)項番9「給付の種別」及び項番10「給付の種類／特例コード」との関係が不整合のもの
		12－C9	(1)項番9「給付の種別」が8の時に入力のあるもの (2)項番11「取消等の表示」が2、6の時又は入力不可が指定されている時に入力のあるもの
13	給付日数	13－C1	5桁以上のもの
		13－C2	必須入力を指定されている時に入力のないもの
		13－C4	(1)数字又は空欄以外のもの (2)右詰めになっていないもの
		13－C9	項番11「取消等の表示」が2、6の時又は入力不可が指定されている時に入力のあるもの
14	三者コード	14－C1	2桁以上のもの
		14－C4	数字以外のもの
		14－C5	コードが1、3、5以外のもの
15	特定疾病コード	15－C1	2桁以上のもの
		15－C4	数字以外のもの
		15－C5	コードが7以外のもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
16	特別加入者コード	16－C1	3桁以上のもの
		16－C4	数字以外のもの
		16－C5	コードが11、21～28、41～49、51、61以外のもの
17	支払コード	17－C1	2桁以上のもの
		17－C2	入力のないもの
		17－C4	数字以外のもの
		17－C5	(1)コードが1(本省払コード)、3、5以外のもの (2)項番9「給付の種別」及び項番10「給付の種類／特例コード」との関係が不整合のもの
18 19 20 21	保険給付額 特別支給金A 特別支給金B 介護費用支出額	XX－C1	10桁以上のもの
		XX－C2	必須入力を指定されている時に入力のないもの
		XX－C4	(1)数字又は空欄以外のもの (2)右詰めになっていないもの
		XX－C9	入力不可が指定されている時に入力のあるもの
		C0028	給付額、特支金A、特支金Bのいずれにも入力がないもの
		C0029	特別加入者について、特支金B(ボーナス特支金)が入力されているもの
22 23	支払(回収)年月日 支給(回収)決定年月日	XX－C1	8桁以上のもの
		XX－C2	入力のないもの
		XX－C3	7桁未満のもの
		XX－C4	数字又は空欄以外のもの
		XX－C5	元号が1、3、5、7以外のもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
22 23	支払(回収)年月日 支給(回収)決定年月日	XX－C7	(1)暦に存在しないもの (2)未来日付のもの
		C0003	(1)4月入力時に支払(回収)年月日が前年度又は当年度以外のもの (2)5月～3月入力時に支払(回収)年月日が当年度以外のもの
		C0018	支給事由発生年月日より支給(回収)決定年月日が古いもの
		C0033	支給(回収)決定年月日より支払(回収)年月日が古いもの
		C0037	支給(回収)年月日が二次健診等給付制度開始年月日(平成13年4月1日)より前の日付のもの
		C0038	支給(回収)決定年月日が二次健診等給付制度開始年月日(平成13年4月1日)より前の日付のもの
24	給付期間の初日／一次健康診断受診年月日	XX－C1	8桁以上のもの
		XX－C2	必須入力を指定されている時に入力のないもの
25	給付期間の末日	XX－C3	7桁未満のもの
		XX－C4	数字又は空欄以外のもの
		XX－C5	元号が5、7以外のもの
		XX－C7	(1)暦に存在しないもの (2)未来日付のもの
		XX－C9	入力不可が指定されている時に入力のあるもの
		C0006	給付期間の初日又は一次健診受診年月日が給付期間の末日より古いもの
		C0007	支給(回収)決定年月日が給付期間の末日より古いもの
		C0008	支給(回収)決定年月日が給付期間の初日又は一次健診受診年月日より古いもの
		C0023	給付期間の初日又は一次健診受診年月日が台帳で管理されている支給事由発生年月日より古いもの
		C0024	給付期間の初日が台帳で管理されている年金の支給事由発生年月日の翌月以降でないもの
		C0034	一次健診受診年月日が二次健診受診年月日より新しいもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
26	療養開始年月日	26－C1	8桁以上のもの
		26－C2	特殊事由コードに入力がある時に入力のないもの
		26－C3	7桁未満のもの
		26－C4	数字又は空欄以外のもの
		26－C5	元号が5、7以外のもの
		26－C7	(1)暦に存在しないもの (2) 未来日付のもの
		26－C9	特殊事由コードに入力がない時に入力のあるもの
		C0009	給付期間の初日／一次健診受診年月日が療養開始年月日より古いもの
27	診療機関の別	27－C1	2桁以上のもの
		27－C2	必須入力を指定されている時に入力のないもの
		27－C4	数字以外のもの
		27－C5	コードが1、3、5、7以外のもの
		27－C9	入力不可が指定されている時に入力のあるもの
28	実診療日数等	28－C1	4桁以上のもの
		28－C2	必須入力を指定されている時に入力のないもの
		28－C4	(1) 数字又は空欄以外のもの (2) 右詰めになっていないもの
		28－C5	実日数の場合に項番13「給付日数」又は「給付期間の日数」より大きいもの
		28－C9	項番11「取消等の表示」が2、6の時又は入力不可が指定されている時に入力のあるもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
29	指定・非指定の別	29－C1	2桁以上のもの
		29－C2	必須入力を指定されている時に入力のないもの
		29－C4	数字以外のもの
		29－C5	(1) コードが1、3以外のもの (2) 項番9「給付の種別」及び項番10「給付の種類／特例コード」との関係が不整合のもの
		29－C9	入力不可が指定されている時に入力のあるもの
30	指定病院番号	30－C1	8桁以上のもの
		30－C2	診療費の時に入力のないもの
		30－C4	数字又は空欄以外のもの
		30－C9	診療費以外の時に入力のあるもの
31	特殊費用の別	31－C1	2桁以上のもの
		31－C2	(1) 一般診療(2つ以上を含む)以外で入力のないもの (2) 必須入力を指定されている時に入力のないもの
		31－C4	数字以外のもの
		31－C5	(1) コードが1～9以外のもの (2) 項番9「給付の種別」及び項番10「給付の種類／特例コード」との関係が不整合のもの (3) 項番7「年金証書番号」の年金種別が障害又は遺族の時に認められた特殊費用でないもの
		31－C9	入力不可が指定されている時に入力のあるもの
32	入院・非入院の別	32－C1	2桁以上のもの
		32－C2	一般診療の時に入力のないもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
32	入院・非入院の別	32－C4	数字以外のもの
		32－C5	コードが1、3以外のもの
		32－C9	入力不可が指定されている時に入力のあるもの
33	障害・傷病等級号	33－C1	5桁以上のもの
		33－C2	項番2「特殊事由コード」に入力ありで必須入力を指定されている時に入力のないもの
		33－C3	4桁未満のもの
		33－C4	数字又は空欄以外のもの
		33－C5	(1)「障害・傷害等級号表」に存在しないもの (2)項番7「年金証書番号」の年金種別と関係が整合性のないもの
		33－C9	項番2「特殊事由コード」入力なし又は入力不可が指定されている時に入力のあるもの
		C0010	障害(補償)年金について、障害等級が8級以下のもの
		C0014	障害(補償)一時金について、障害等級が7級以上のもの
		C0015	介護(補償)給付について、入力された傷病・障害等級が3級以下のもの
		C0025	介護(補償)給付について、年金・一時金台帳に登記されている傷病・障害等級が3級以下のもの
34	給付基礎日額	XX－C1	7桁以上のもの
35	算定基礎日額	XX－C2	項番2「特殊事由コード」に入力ありで必須入力を指定されている時に入力のないもの
36	平均賃金	XX－C4	数字又は空欄以外のもの
		XX－C9	項番2「特殊事由コード」に入力なし又は入力不可が指定されている時に入力のあるもの
		C0028	特別加入者以外で算定基礎日額の入力のないもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
35	算定基礎日額	C0029	特別加入者で算定基礎日額の入力のあるもの
37	介護区分	37－C1	2桁以上のもの
		37－C2	介護(補償)給付で入力のないもの
		37－C4	数字以外のもの
		37－C5	コードが1、3以外のもの
		37－C9	介護(補償)給付以外で入力のあるもの
38	介護者コード	38－C1	2桁以上のもの
		38－C2	介護(補償)給付で入力のないもの
		38－C4	数字以外のもの
		38－C5	コードが1、3、5以外のもの
		38－C9	介護(補償)給付以外で入力のあるもの
39	性別	39－C1	2桁以上のもの
		39－C2	項番2「特殊事由コード」に入力ありの時に入力のないもの
		39－C4	数字以外のもの
		39－C5	コードが1、3以外のもの
		39－C9	項番2「特殊事由コード」に入力なしの時に入力のあるもの
40	傷病性質	XX－C1	3桁以上のもの
41	傷病部位又は通勤方法	XX－C2	項番2「特殊事由コード」に入力ありで必須入力を指定されている時に入力のないもの
42	事故の相手方	XX－C3	2桁未満のもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
40 41 42	傷病性質 傷病部位又は通勤方法 事故の相手方	XX－C4	数字以外のもの
		40－C5	(1)項番8「業通二別」が1の時に「傷病性質コード表」に存在しないもの (2)項番8「業通二別」が3の時に「通勤災害における傷病性質コード表」に存在しないもの
		41－C5	(1)項番8「業通二別」が1の時に「傷病部位コード表」に存在しないもの (2)項番8「業通二別」が3の時に「通勤方法コード表」に存在しないもの
		42－C5	項番8「業通二別」が3の時に「事故の相手方コード表」に存在しないもの
		XX－C9	項番2「特殊事由コード」入力なし又は入力不可を指定されている時に入力のあるもの
43 44 45 46 47 48	血圧 血中脂質 血糖検査方法 血糖所見 BMI 尿蛋白	XX－C1	2桁以上のもの
		XX－C2	二次健診等給付で入力のないもの
		XX－C4	数字以外のもの
		XX－C5	コードが1、3以外のもの(項番48「尿蛋白」を除く。)
		48－C5	項番48「尿蛋白」のコードが1、3、5、7、9以外のもの
		XX－C9	二次健診等給付以外で入力のあるもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
49 50 51 52 53 54 55 56	検査1 検査2 検査3 検査4 検査5 検査6 特定保健指導 脳又は心臓疾患	XX－C1	2桁以上のもの
		XX－C2	二次健診等給付で入力のないもの
		XX－C4	数字以外のもの
		XX－C5	コードが1、3以外のもの
		51－C5	項番45「血糖検査方法」と項番51「検査3」との関係が不整合のもの
		54－C5	項番48「尿蛋白」と項番54「検査6」との関係が不整合のもの
		55－C5	項番55「特定保健指導」と項番56「脳又は心臓疾患」との関係が不整合のもの
		XX－C9	二次健診等給付以外で入力のあるもの
57	健診給付病院等の番号	57－C1	8桁以上のもの
		57－C2	二次健診等給付で入力のないもの
		57－C4	数字又は空欄以外のもの
		57－C9	二次健診等給付以外で入力のあるもの

（注1） 端末側であらかじめ入力項目のチェック（字種チェック、必須項目チェック等）を行っている場合は、送信キーを押した時点でエラーと判定し、上り電文が送信されないため、キャンセルメッセージは出力されない。

（注2） 上記によりエラーとなった時は必須項目を入力又は訂正のうえ、再入力を行うこと。

（2） 給付状況検索

イ 事業場別給付状況

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
1	労働保険番号	1－C1	15桁以上のもの
		1－C2	「基幹番号」の上1桁が8以外で項番2「対象年度」に入力がないもの
		1－C3	11桁又は14桁未満のもの
		1－C4	(1)数字又は空欄以外のもの (2)「基幹番号」及び「枝番号」が右詰め以外のもの
		1－C5	(1)「府県」が01～47でないもの (2)「所掌」が1、3、9以外のもの (3)「基幹番号」がすべて0のもの
		C0026	労働保険番号が「労働保険番号台帳」に存在しないもの
2	対象年度	2－C1	4桁以上のもの
		2－C3	2桁未満のもの
		2－C4	数字又は空欄以外のもの
		2－C7	(1)未来年度でないこと (2)過去3年度を経過しているもの
3	業通二別	3－C1	2桁以上のもの
		3－C4	数字又は空欄以外のもの
		3－C5	コードが1、3、5以外のもの

ロ 局署・業種別給付状況

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
4	局署	4－C2	局署（二次健診等給付にあっては局）に入力があるときに項番8「対象年月・当累別」に入力がないもの
		4－C4	数字以外のもの
		4－C5	上2桁（局コード）が01～47及び99以外のもの
		C0039	業通二別が空欄、1、3のとき4桁、業通二別が5のとき2桁以外のもの
5	支払箇所	5－C1	2桁以上のもの
		5－C4	数字又は空欄以外のもの
		5－C5	コードが1、3、5以外のもの
6	業種	6－C1	3桁以上のもの
		6－C3	2桁未満のもの
		6－C4	数字又は空欄以外のもの
7	業通二別	7－C1	2桁以上のもの
		7－C4	数字又は空欄以外のもの
		7－C5	コードが1、3、5以外のもの
8	対象年月・当累別	8－C1	7桁以上のもの
		8－C2	「対象月」に入力があるときに「当累別」に入力のないもの
		8－C3	3桁未満又は6桁未満のもの

項目番号	項目名	エラー表示	エラー内容
8	対象年月・当累別	8－C4	(1)数字又は空欄以外のもの (2)「対象年」及び「対象月」が右詰め以外のもの
		8－C5	「当累別」が1、3以外のもの
		8－C7	(1)暦に存在すること (2)未来でないこと (3)過去3年度を経過しているもの
9	旧表示	9－C1	2桁以上のもの
		9－C2	項番8「対象年月・当累別」の「対象月」が4月のときに入力がないもの
		9－C4	数字又は空欄以外のもの
		9－C5	コードが1以外のもの

(注1) 端末側であらかじめ入力項目のチェック(字種チェック、必須項目チェック等)を行っている場合は、送信キーを押した時点でエラーと判定し、上り電文が送信されないため、キャンセルメッセージは出力されない。

(注2) 上記によりエラーとなった時は必須項目を入力又は訂正のうえ、再入力を行うこと。

別　　表

別 表 1　　都道府県労働局及び労働基準監督署コード表

局署名	局署コード
北海道労働局	**01**
札幌中央	01
函館	02
小樽	03
岩見沢	04
旭川	05
帯広	06
滝川	07
北見	08
室蘭	09
釧路	10
名寄	11
倶知安(支)	12
留萌	13
稚内	14
浦河	15
苫小牧	17
札幌東	18
青森労働局	**02**
青森	01
弘前	02
八戸	03
五所川原	04
十和田	05
むつ	06
岩手労働局	**03**
盛岡	01
宮古	02
花巻	03
釜石	04
一関	05
二戸	06
大船渡	07
宮城労働局	**04**
仙台	01
石巻	02
古川	03
大河原	04
瀬峰	06
秋田労働局	**05**
秋田	01
能代	02
大館	03
横手	04
大曲	05
本荘	06
山形労働局	**06**
山形	01
米沢	02
鶴岡	03
新庄	05
村山	06
福島労働局	**07**
福島	01
郡山	02
いわき	03
会津	04
須賀川	05
白河	06
喜多方	07
相馬	08
富岡	09
茨城労働局	**08**
水戸	01
日立	02
土浦	03
筑西	04
古河	05
常総	07
龍ヶ崎	08
鹿嶋	09
栃木労働局	**09**
宇都宮	01
足利	02
栃木	03
鹿沼	05
大田原	06
日光	07
真岡	08
群馬労働局	**10**
高崎	01
前橋	02
桐生	04
太田	05
沼田	06
藤岡	07
中之条	08
埼玉労働局	**11**
さいたま	01
川口	02
熊谷	04
川越	05
春日部	06
所沢	07
行田	08
秩父	09
千葉労働局	**12**
千葉	01
船橋	02
柏	03
銚子	04
木更津	06
茂原	07
成田	08
東金	09
東京労働局	**13**
中央	01
上野	03
三田	04
品川	05
大田	06
渋谷	07
新宿	08
池袋	09
王子	10
足立	11
向島	12
亀戸	13
江戸川	14
八王子	15
立川	16
青梅	17
三鷹	18

局署名	局署コード
町田(支)	19
小笠原(総合事務所)	20
神奈川労働局	**14**
横浜南	01
鶴見	02
川崎南	03
川崎北	04
横須賀	05
横浜北	06
平塚	07
藤沢	08
小田原	09
厚木	10
相模原	11
横浜西	12
新潟労働局	**15**
新潟	01
長岡	02
上越	03
三条	04
新発田	06
新津	07
小出	08
十日町	09
佐渡	11
富山労働局	**16**
富山	01
高岡	02
魚津	03
砺波	04

局署名	局署コード
石川労働局	**17**
金沢	01
小松	02
七尾	03
穴水	05
福井労働局	**18**
福井	01
敦賀	02
武生	03
大野	04
山梨労働局	**19**
甲府	01
都留	02
鰍沢	03
山梨	04
長野労働局	**20**
松本	01
長野	02
岡谷	03
上田	04
飯田	05
中野	06
小諸	07
伊那	08
大町	10
岐阜労働局	**21**
岐阜	01
大垣	02

局署名	局署コード
高山	03
多治見	04
関	05
恵那	06
岐阜八幡	07
静岡労働局	**22**
浜松	01
静岡	02
沼津	03
三島	05
富士	06
磐田	07
島田	08
愛知労働局	**23**
名古屋北	01
名古屋南	02
名古屋東	03
豊橋	04
岡崎	06
一宮	07
半田	08
津島	09
瀬戸	10
刈谷	11
西尾(支)	12
江南	13
名古屋西	14
豊田	15
三重労働局	**24**

局署名	局署コード
四日市	01
松阪	02
津	03
伊勢	04
伊賀	06
熊野	07
滋賀労働局	**25**
大津	01
彦根	02
東近江	04
京都労働局	**26**
京都上	01
京都下	02
京都南	03
福知山	04
舞鶴	05
丹後	06
園部	07
大阪労働局	**27**
大阪中央	01
大阪南	02
天満	04
大阪西	05
西野田	06
淀川	07
東大阪	08
岸和田	09
堺	10
羽曳野	11
北大阪	12

局署名	局署コード
泉大津	13
茨木	14
兵庫労働局	**28**
神戸東	01
神戸西	02
尼崎	03
姫路	04
伊丹	05
西宮	06
加古川	07
西脇	08
但馬	09
相生	10
淡路	11
奈良労働局	**29**
奈良	01
葛城	02
桜井	03
大淀	04
和歌山労働局	**30**
和歌山	01
御坊	02
橋本	03
田辺	04
新宮	05
鳥取労働局	**31**
鳥取	01
米子	02
倉吉	03

局署名	局署コード
島根労働局	**32**
松江	01
出雲	02
浜田	03
益田	04
岡山労働局	**33**
岡山	01
倉敷	02
津山	04
笠岡	05
和気	06
新見	07
広島労働局	**34**
広島中央	01
呉	02
福山	03
三原	04
尾道	05
三次	06
広島北	07
廿日市	09
山口労働局	**35**
下関	01
宇部	02
徳山	03
下松	04
岩国	05
小野田	06

局署名	局署コード
山口	08
萩	09
徳島労働局	**36**
徳島	01
鳴門	02
池田	03
阿南	04
香川労働局	**37**
高松	01
丸亀	02
坂出	03
観音寺	04
東かがわ	05
愛媛労働局	**38**
松山	01
新居浜	02
今治	03
八幡浜	04
宇和島	05
高知労働局	**39**
高知	01
須崎	02
四万十	03
安芸	04
福岡労働局	**40**
福岡中央	01
大牟田	02
久留米	03

局署名	局署コード
飯塚	04
北九州西	06
北九州東	07
門司(支)	08
田川	09
直方	10
行橋	11
八女	12
福岡東	13
佐賀労働局	**41**
佐賀	01
唐津	02
武雄	03
伊万里	04
長崎労働局	**42**
長崎	01
佐世保	02
江迎	03
島原	04
諫早	05
対馬	06
熊本労働局	**43**
熊本	01
八代	02
玉名	03
人吉	04
本渡	05
菊池	06
大分労働局	**44**

局 署 名	局 署 コード
大分	01
中津	02
佐伯	03
日田	04
豊後大野	05
宮崎労働局	**45**
宮崎	01
延岡	02
都城	03
日南	01
鹿児島労働局	**46**
鹿児島	01
川内	02
鹿屋	03
加治木	04
名瀬	07
沖縄労働局	**47**
那覇	01
沖縄	02
名護	03
宮古	04
八重山	05

別 表 2　　都道府県労働局及び公共職業安定所コード表

局所名	局所コード
北海道労働局	**01**
札幌	01
函館	02
旭川	03
帯広	04
北見	05
紋別	06
小樽	07
滝川	08
釧路	09
室蘭	10
岩見沢	11
稚内	12
岩内	13
留萌	14
名寄	15
浦河	16
網走	18
苫小牧	19
根室	20
札幌東	23
札幌北	24
千歳	25
青森労働局	**02**
青森	01
八戸	02
弘前	03
むつ	04
野辺地	05
五所川原	06
三沢	08
黒石	09

局所名	局所コード
岩手労働局	**03**
盛岡	01
釜石	02
宮古	03
花巻	04
一関	05
水沢	06
北上	07
大船渡	08
二戸	09
久慈	10
宮城労働局	**04**
仙台	01
石巻	02
塩釜	03
古川	04
大河原	05
築館	06
迫	07
気仙沼	08
白石	09
秋田労働局	**05**
秋田	01
能代	02
大館	03
大曲	04
本荘	05
横手	06
湯沢	07
鹿角	08
山形労働局	**06**

局所名	局所コード
山形	01
米沢	02
酒田	03
鶴岡	04
新庄	05
長井	06
村山	07
寒河江	08
福島労働局	**07**
福島	01
平	02
会津若松	03
郡山	04
白河	05
須賀川	06
相馬	07
二本松	08
喜多方	09
富岡	10
勿来	11
茨城労働局	**08**
水戸	01
日立	02
筑西	03
土浦	04
古河	05
常総	06
石岡	08
常陸大宮	09
龍ヶ崎	10
高萩	11

局所名	局所コード
常陸鹿嶋	12
栃木労働局	**09**
宇都宮	01
鹿沼	02
栃木	03
佐野	04
足利	05
真岡	06
矢板	07
大田原	08
小山	09
那須烏山	10
今市	11
黒磯	12
群馬労働局	**10**
前橋	01
高崎	02
桐生	03
伊勢崎	04
太田	05
館林	06
沼田	07
群馬富岡	08
藤岡	09
渋川	10
埼玉労働局	**11**
川口	01
熊谷	02
大宮	03
川越	04
浦和	05

局所名	局所コード
所沢	06
秩父	07
春日部	08
行田	09
草加	10
朝霞	11
越谷	12
千葉労働局	**12**
千葉	01
市川	02
銚子	03
館山	04
木更津	05
佐原	06
茂原	07
松戸	08
船橋	09
成田	10
東京労働局	**13**
飯田橋	01
上野	03
品川	04
大森	06
渋谷	07
新宿	08
池袋	09
王子	10
足立	11
墨田	12
木場	13
八王子	14
立川	15

局所名	局所コード
青梅	16
三鷹	17
町田	19
府中	20
小笠原(総合事務所)	30
神奈川労働局	**14**
横浜	01
鶴見	02
戸塚	03
川崎	04
横須賀	05
平塚	06
小田原	07
藤沢	08
相模原	09
厚木	10
松田	11
横浜南	12
川崎北	14
港北	15
大和	16
新潟労働局	**15**
新潟	01
長岡	02
上越	03
三条	04
柏崎	05
新発田	06
新津	07
十日町	08
小千谷	09
糸魚川	10

局所名	局所コード
巻	11
南魚沼	12
佐渡	13
村上	14
妙高	16
富山労働局	**16**
富山	01
高岡	02
新湊	03
魚津	04
砺波	05
氷見	06
滑川	07
小矢部	08
石川労働局	**17**
金沢	01
小松	02
七尾	03
能都	04
加賀	05
羽咋	06
穴水	07
福井労働局	**18**
福井	01
武生	02
大野	03
三国	04
敦賀	05
小浜	06
山梨労働局	**19**

局所名	局所コード
甲府	01
塩山	03
韮崎	04
鰍沢	05
富士吉田	07
長野労働局	**20**
長野	01
松本	02
岡谷	03
上田	04
飯田	05
伊那	06
篠ノ井	07
飯山	08
小諸	09
木曽福島	10
佐久	11
大町	12
須坂	13
諏訪	14
岐阜労働局	**21**
岐阜	01
大垣	02
多治見	03
高山	04
恵那	05
関	06
美濃加茂	07
岐阜八幡	08
中津川	09
静岡労働局	**22**

局所名	局所コード
静岡	01
浜松	02
沼津	03
清水	04
三島	05
掛川	06
富士宮	07
島田	08
磐田	09
富士	10
下田	11
焼津	12
愛知労働局	**23**
名古屋東	01
名古屋中	02
名古屋南	03
豊橋	04
岡崎	05
一宮	06
半田	07
瀬戸	08
豊田	09
津島	10
刈谷	11
西尾	12
犬山	13
豊川	14
新城	15
春日井	17
蒲郡	18
名古屋北	19
三重労働局	**24**

局所名	局所コード
四日市	01
伊勢	02
津	03
松阪	04
桑名	05
伊賀	06
熊野	07
尾鷲	08
鈴鹿	09
滋賀労働局	**25**
大津	01
長浜	02
彦根	03
東近江	04
甲賀	05
草津	06
京都労働局	**26**
京都西陣	01
京都七条	02
伏見	03
京都田辺	04
福知山	05
舞鶴	06
峰山	07
宇治	08
大阪労働局	**27**
大阪東	01
梅田	02
大阪西	03
安倍野	04
淀川	06

局所名	局所コード
布施	07
堺	08
岸和田	09
池田	10
泉大津	11
河内柏原	12
枚方	13
泉佐野	14
茨木	15
河内長野	16
門真	18
兵庫労働局	**28**
神戸	01
灘	02
尼崎	03
西宮	04
姫路	05
加古川	06
伊丹	07
明石	08
豊岡	09
西脇	10
洲本	11
姫路南	12
柏原	13
龍野	14
相生	15
八鹿	17
西神	20
奈良労働局	**29**
奈良	01
大和高田	02

局所名	局所コード
桜井	03
下市	04
大和郡山	05
和歌山労働局	**30**
和歌山	01
新宮	02
田辺	03
御坊	04
湯浅	05
海南	06
橋本	07
串本	08
鳥取労働局	**31**
鳥取	01
米子	02
倉吉	03
郡家	04
境港	05
島根労働局	**32**
松江	01
浜田	02
出雲	03
益田	04
木次	05
石見大田	06
川本	07
岡山労働局	**33**
岡山	01
津山	02
倉敷中央	03

局所名	局所コード
玉野	04
児島	05
和気	06
高梁	07
笠岡	08
玉島	09
西大寺	11
広島労働局	**34**
広島	01
広島西条	02
呉	03
尾道	04
福山	05
三原	06
三次	07
可部	08
庄原	10
府中	11
大竹	12
広島東	14
廿日市	15
山口労働局	**35**
山口	01
下関	02
宇部	03
小野田	04
防府	05
萩	06
徳山	07
下松	08
岩国	09
柳井	10

局所名	局所コード
徳島労働局	**36**
徳島	01
阿波池田	03
美馬	04
阿南	05
吉野川	06
鳴門	07
牟岐	08
香川労働局	**37**
高松	01
丸亀	02
坂出	03
観音寺	04
さぬき	05
土庄	06
愛媛労働局	**38**
松山	01
今治	02
八幡浜	03
宇和島	04
新居浜	05
西条	06
四国中央	07
大洲	08
高知労働局	**39**
高知	01
須崎	02
四万十	03
安芸	04
いの	05

局所名	局所コード
福岡労働局	**40**
福岡中央	01
飯塚	02
大牟田	03
八幡	04
久留米	05
小倉	06
直方	08
田川	09
行橋	10
若松	11
福岡東	12
門司	13
八女	14
朝倉	15
福岡南	18
福岡西	19
佐賀労働局	**41**
佐賀	01
唐津	02
武雄	03
伊万里	04
鳥栖	05
鹿島	06
長崎労働局	**42**
長崎	01
佐世保	02
諫早	03
大村	04
島原	05

局所名	局所コード
江迎	06
福江	07
対馬	08
熊本労働局	**43**
熊本	01
八代	02
菊池	03
玉名	04
天草	06
球磨	07
宇城	08
阿蘇	09
水俣	10
大分労働局	**44**
大分	01
別府	02
中津	03
日田	04
臼杵	05
佐伯	06
宇左	07
豊後大野	08
宮崎労働局	**45**
宮崎	01
延岡	02
日向	03
都城	04
日南	05
高鍋	06
小林	07
鹿児島労働局	**46**

局所名	局所コード
鹿児島	01
川内	02
鹿屋	03
国分	04
加世田	05
伊集院	06
大隈	08
出水	09
名瀬	11
指宿	12
沖縄労働局	**47**
那覇	01
沖縄	02
名護	03
宮古	04
八重山	05

別表3

業種コード表

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
林業	02又は03	林業	A 木材伐出業 0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業 B その他の林業 0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業 0302 竹の伐出業 0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業 0303 その他の各種林業		0201 0301 0302 0303
漁業	11	海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101 海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業		1101
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201 海面において定置網を用いて行う漁業 1202 海面において行う魚類の養殖の事業		1201 1202
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	2101 金属鉱業 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、蒼(そう)鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒(ひ)鉱、ニツケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱又はトリウム鉱の鉱業 2102 非金属鉱業 りん鉱、黒鉛、アスファルト、硫黄、石膏(こう)、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土の鉱業 2103 無煙炭鉱業 2104 れき青炭鉱業 2105 その他の石炭鉱業	(2601)砂鉱業、(2602)石炭選別業及び(2603)亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。)を除く。	2101 2102 2103 2104 2105

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	2301　石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		2301
	24	原油又は天然ガス鉱業	2401　原油鉱業 2402　天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業		2401 2402
	25	採石業	2501　花こう岩、せん緑岩、斑糲岩、かんらん岩、斑岩、玢岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業 2502　その他の岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)等の採取業	(2604)　砂利、砂等の採取業を除き、一貫して行う岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)の破砕等の(4907)その他の各種窯業又は土石製品製造業を含む。	2501 2502
	26	その他の鉱業	2601　砂鉱業 2602　石炭選別業 2603　亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。) 2604　砂利、砂等の採取業		2601 2602 2603 2604
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	3101　水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業(発電所又は変電所の家屋の建築事業、水力発電施設新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て又はすえ付けの事業、送電線路の建設事業及び水力発電施設新設事業現場外における索道の建設事業を除く。) 3102　高えん堤新設事業		3101 3102

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のえん堤(フィルダムを除く。)の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業(高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業及び高えん堤新設事業現場外における索道の建設 3103 隧道新設事業 隧道の新設に関する建設事業、隧道の内面巻替えの事業及びこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業(隧道新設事業の態様をもつて行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業(推進工法による管の埋設の事業を除く。)を含み、内面巻立て後の隧道内において路面ほ装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の隧道内における建築物の建設事業を除く。)		3103
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	(3103)隧道新設事業及び(35)建築事業を除く。	3201
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業		3301 3302 3303
	34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業	(3103)隧道新設事業及び(35)建築事業を除く。	3401

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
建設事業	34	鉄道又は軌道新設事業	3402　その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業		3402
	35	建築事業((38)既設建築物設備工事業を除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。)		
			3501　鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業((3103)隧(ずい)道新設事業の態様をもつて行われるものを除く。)		3501
			3502　木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業		3502
			3503　橋りょう建設事業 イ　一般橋りょうの建設事業 ロ　道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ　跨(こ)線道路橋の建設事業 ニ　さん橋の建設事業		3503
			3504　建築物の新設に伴う設備工事業((3507)建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。) イ　電話の設備工事業 ロ　給水、給湯等の設備工事業 ハ　衛生、消火等の設備工事業 ニ　暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ　工作物の塗装工事業 ヘ　その他の設備工事業		3504
			3507　建築物の新設に伴う電気の設備工事業		3507
			3508　送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業		3508
			3505　工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業		3505
			3506　その他の建築事業 イ　野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業		3506

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
建設事業	35	建築事業((38)既設建築物設備工事業を除く。)	ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業((3103)隧道新設事業の態様をもつて行われるものを除く。) ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業		
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業		3801 3802 3803
	36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業		3601

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
建設事業			3602 索道建設事業		3602
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	(33)ほ装工事業及び(3505)工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。	
			3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。)		3701
			3702 隧(ずい)道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。)		3702
			3703 道路の改修、復旧又は維持の事業		3703
			3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業		3704
			3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業		3705
			3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業		3706
			3707 貯水池、鉱毒沈澱(でん)池、プール等の建設事業		3707
			3708 水門、樋(ひ)門等の建設事業		3708
			3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業		3709
			3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業		3710
			3711 湖沼、河川又は海面の浚渫(しゅんせつ)、干拓又は埋立ての事業		3711
			3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。)		3712
			3719 造園の事業		3719
			3713 地下に構築する各種タンクの建設事業		3713
			3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業		3714
			3715 さく井事業		3715
			3716 工作物の破壊事業		3716
			3717 沈没物の引揚げ事業		3717
			3718 その他の各種建設事業		3718

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
製造業	41	食料品製造業((65)たばこ等製造業を除く。)	4101 肉製品又は乳製品製造業		4101
			4102 水産食料品製造業		4102
			4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業		4103
			4104 調味料製造業		4104
			4105 精穀又は製粉業		4105
			4106 砂糖製造業		4106
			4107 パン又は菓子製造業		4107
			4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。)		4108
			4111 清酒製造業		4111
			4109 製氷業		4109
			4110 その他の食料品製造業		4110
	65	たばこ等製造業	6501 たばこ製造業		6501
			6502 製茶業		6502
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4209 製糸業		4209
			4201 紡績業又はねん糸製造業		4201
			4202 化学繊維製造業		4202
			4203 織物業		4203
			4204 メリヤス製造業		4204
			4205 染色整理業		4205
			4206 繊維雑品製造業		4206
			4207 被服、繊維製身のまわり品等製造		4207
			4208 その他の繊維工業又は繊維製品製造業		4208
	44	木材又は木製品製造業	4401 一般製材業	(6108) 竹、籐(とう)又はきりゆう製品製造業を除く。	4401
			4402 ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業		4402
			4403 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業		4403
			4404 木製容器製造業		4404
			4405 木製履(はき)物製造業		4405
			4406 木材薬品処理業		4406
			4407 木製家具製造業		4407
			4408 木製宗教用具製造業		4408
			4409 木製建具製造業		4409
			4410 その他の木材又は木製品製造業		4410

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
製造業	45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ製造業		4501
			4502 紙製造業((6407)手すき和紙製造業を除く。)		4502
			4503 繊維板製造業		4503
	46	印刷又は製本業	4601 印刷業((9412)謄写印刷業を除く。)		4601
			4602 製本又は印刷物加工業		4602
			4603 写真製版、植字等の事業		4603
	47	化学工業	A 無機化学製品製造業	(4202)化学繊維製造業及び(6110)くずゴム製品製造業を除く。	
			4701 化学肥料製造業		4701
			4702 無機工業製品製造業		4702
			B 有機化学製品製造業		
			4703 有機工業製品製造業		4703
			4704 動植物油脂製造業		4704
			4705 油脂加工製品又は塗料製造業(界面活性剤製造業を含む。)		4705
			4706 天然樹脂製品又は木材化学製品製造業		4706
			4707 医薬品製造業		4707
			C その他の無機化学製品又は有機化学製品製造業		
			4708 火薬、煙火又はマッチ製造業(弾薬装てん組立て業を含む。)		4708
			4709 その他の化学製品製造業		4709
			イ 殺虫剤、香料、化粧品等製造業		
			ロ ゼラチン又は接着剤製造業		
			ハ 写真感光材料製造業		
			ニ その他の各種化学製品製造業		
			D 石油製品又は石炭製品製造業		
			4710 石油精製業		4710
			4711 潤滑油又はグリース製造業		4711
			4712 廃油再生業又は廃油処理工業		4712
			4713 ほ装材料製造業		4713
			4714 コークス若しくは半成コークス又はこれらの副産物の製造業		4714
			4715 れん炭又は豆炭製造業		4715
			4716 その他の石油製品又は石炭製品製造業		4716

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
製造業	47	化学工業	E ゴム製品製造業		
			4717 タイヤ又はチューブ製造業		4717
			4718 ゴム製履(はき)物製造業		4718
			4719 再生ゴム製造業		4719
			4720 タイヤ再生業		4720
			4721 工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業		4721
			4722 その他のゴム製品製造業		4722
			F 製革業又は毛皮製造業		
			4723 製革業		4723
			4724 毛皮製造業		4724
	48	ガラス又はセメント製造業	A ガラス製造業		
			4801 板ガラス製造業		4801
			4802 光学ガラス製造業		4802
			4803 ガラス繊維製造業		4803
			4804 魔法びん製造業		4804
			4805 ガラス製品加工業((6005)レンズ製造業を除く。)		4805
			4806 その他のガラス又はガラス製品製造業		4806
			B セメント製造業		
			4807 セメント製造業		4807
	66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業		6601
	62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業		6201
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4901 建設用粘土製品製造業		4901
			4903 粘土製耐火物製造業		4903
			4904 炭素又は黒鉛製品製造業		4904
			4905 研ま材製造業		4905
			4906 石膏(こう)又は石炭製造業		4906
			4907 その他の各種窯業又は土石製品製造業		4907

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
製造業	50	金属精錬業((51)非鉄金属精錬業を除く。)	5001 製鉄業 5002 製鋼圧延業 5003 合金鉄製造業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。	5001 5002 5003
	51	非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属の製錬又は精錬業 5102 非鉄金属合金の製錬又は精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。	5101 5102
	52	金属材料品製造業((53)鋳物業を除く。)	5201 鋼材製造業(一貫して行う(55)めっき業を含む。) 5202 鍛鋼製造業 5203 非鉄金属圧延又は伸線業((5708)絶縁電線又はケーブル製造業を除く。) 5204 その他の金属材料品製造業	一貫して(50)金属精錬業又は(51)非鉄金属精錬業を行うものを除く。	5201 5202 5203 5204
	53	鋳物業	5301 銑鉄鋳物製造業 5302 鋳鋼製造業 5303 非鉄金属鋳物製造業		5301 5302 5303
	54	金属製品製造業又は金属加工業((63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55)めっき業を除く。)	5401 ブリキかんその他のめっき板製品製造業 5403 配管工事用附属品製造業 5404 構築用金属製品製造業 5405 ボイラー製造業 5406 線材製品製造業 5407 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業 5408 各種金属の打抜き、紋抜き又は塑形の事業 5409 金属の溶接又は溶断の事業 5410 金属表面処理業((5503)アルマイト加工業及び(6115)塗装業を除く。) 5411 その他の金属製品製造業又は金属加工業		5401 5403 5404 5405 5406 5407 5408 5409 5410 5411

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
製造業	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業((55)めつき業を除く。)	6301 洋食器製造業 6302 刃物製造業 6303 手工具製造業 6304 一般金物製造業		6301 6302 6303 6304
	55	めつき業	5501 溶融めつき業 5502 電気めつき業 5503 アルマイト加工業		5501 5502 5503
	56	機械器具製造業((57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5601 原動機製造業 5602 農業用機械製造業((6303)手工具製造業を除く。) 5603 建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む。) 5604 金属加工機械製造業 5605 繊維機械製造業 5606 特殊産業用機械製造業 イ 食料品加工機械製造業 ロ 製材又は木工機械製造業 ハ パルプ装置又は製紙機械製造業 ニ 印刷、製本又は紙工機械製造業 ホ 鋳造装置製造業 ヘ その他の特殊産業用機械製造業 5607 一般産業用機械装置製造業 イ ポンプ又はポンプ装置製造業 ロ 空気圧縮機、ガス圧縮機又は送風機製造業 ハ エレベーター又はエスカレーター製造業 ニ 荷役運搬設備製造業 ホ 動力伝導装置製造業 ヘ 破砕機、ま砕機又は選別機械製造業 ト 化学機械製造業 チ その他の一般産業用機械装置製造業 5608 家庭用機械器具製造業		5601 5602 5603 5604 5605 5606 5607 5608

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
製造業	56		5609 武器製造業((4708)弾薬装てん組立て業を除く。)		5609
			5610 消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業		5610
			5611 各種機械又は同部分品製造修理業		5611
	57	電気機械器具製造業	5701 発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業		5701
			5702 民生用電気機械器具製造業		5702
			5703 電球製造業		5703
			5704 通信機械器具又は同関連機械器具製造業		5704
			5705 電子管又は半導体素子製造業		5705
			5706 電子応用装置製造業		5706
			5707 電気計測器製造業		5707
			5708 絶縁電線又はケーブル製造業		5708
			5709 その他の電気機械器具製造業		5709
	58	輸送用機械器具製造業((59)船舶製造又は修理業を除く。)	5801 自動車製造業		5801
			5802 鉄道車両製造業		5802
			5803 自転車又はリヤカー製造業		5803
			5804 航空機製造業		5804
			5805 その他の輸送用機械器具製造業		5805
	59	船舶製造又は修理業	次に掲げる事業(船舶ぎ装業を含む。)		
			5901 鋼船製造又は修理業		5901
			5902 木船製造又は修理業		5902
			5903 その他の船舶製造又は修理業		5903
	60	計量器、光学機械、時計等製造業((57)電気機械器具製造業を除く。)	6001 計量器、測定器又は試験機製造業		6001
			6002 測量機械器具製造業		6002
			6003 医療機械器具製造業		6003
			6004 理化学機械器具製造業		6004
			6005 光学機械器具又はレンズ製造業		6005
			6006 時計製造業		6006
			6007 事務用機械器具製造業		6007
			6008 楽器又は音盤製造業		6008

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
製造業	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品製造業(宝石細工業を含む。)		6401
			6402 装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業		6402
			6403 かさ製造業		6403
			6404 草履製造業		6404
			6405 ブラシ類製造業		6405
			6406 皮革製品製造業		6406
			6407 手すき和紙製造業		6407
			6408 紋紙等製造業		6408
			6409 木彫製品等製造業(手作業によるものに限る。)		6409
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業		6102
			6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。)		6104
			6105 漆器製造業		6105
			6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業		6107
			6108 竹、籐(とう)又はきりゅう製品製造業		6108
			6109 わら類製品製造業		6109
			6110 くずゴム製品製造業		6110
			6115 塗装業		6115
			6116 その他の各種製造業		6116
運輸業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業((7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除		7101
			7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業		7102
			7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業		7104
			7105 船舶による旅客の運送事業		7105
			7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業		7103
			7106 その他の交通運輸事業		7106

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
運輸業	72	貨物取扱事業((73)港湾貨物取扱事業及び(74)港湾荷役業を除く。)	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業 7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業 7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業 7206 船舶による貨物の運送事業 7204 貨物の荷造り又はこん包の事業 7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業		7201 7202 7203 7206 7204 7205
	73	港湾貨物取扱事業((74)港湾荷役業を除く。)	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業 7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	一貫して(74)港湾荷役業を行うものを除く。	7301 7302
	74	港湾荷役業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業 7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業(一貫して行う(7401)沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)	一貫して行う(73)港湾貨物取扱事業を含む。	7401 7402
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	A 電気業 8101 発電、送電、変電又は配電の事業 B ガス業 8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業 8103 天然ガス又はガスの供給の事業 C 水道業 8104 上水道業 8105 下水道業 D 熱供給業 8106 熱供給業		8101 8102 8103 8104 8105 8106

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業 9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業 9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)		9501 9502 9503
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業		9101 9102 9103
	93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業		9301
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業		9601 9602 9603 9606
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業		9701 9702 9703
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業		9801 9802 9803
	99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業		9901 9902 9903
	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真 9418 映画の製作、演劇等の事業		9411 9412 9418

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目	備考	業種コード
その他の事業	94	その他の各種事業	9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業		9419
			9420 洗たく、洗張又は染物の事業		9420
			9421 理容、美容又は浴場の事業		9421
			9422 物品賃貸業		9422
			9423 写真、物品預り等の事業		9423
			9424 医療保健業		9424
			9425 教育業		9425
			9426 研究又は調査の事業		9426
			9416 前各項に該当しない事業		9416

別 表 4　　日本標準産業分類(中分類)コード表

中分類・コード	分類産業名	中分類・コード	分類産業名
大分類A－農業		26	一般機械器具製造業
01	農業	27	電気機械器具製造業
大分類B－林業		28	情報通信機械器具製造業
02	林業	29	電子部品・デバイス製造業
大分類C－漁業		30	輸送用機械器具製造業
03	漁業	31	精密機械器具製造業
04	水産養殖業	32	その他製造業
大分類D－鉱業		大分類G－電気、ガス、熱供給、水道業	
05	鉱業	33	電気業
大分類E－建設業		34	ガス業
06	総合工事業	35	熱供給業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	36	水道業
08	設備工事業	大分類H－情報通信業	
大分類F－製造業		37	通信業
09	食料品製造業	38	放送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	39	情報サービス業
11	繊維工業(衣類、その他の繊維製品を除く)	40	インターネット附随サービス業
12	衣類・その他の繊維製品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	大分類I－運輸業	
14	家具・装備品製造業	42	鉄道業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	43	道路旅客運送業
16	印刷・同関連業	44	道路貨物運送業
17	化学工業	45	水運業
18	石油製品・石炭製品製造業	46	航空運輸業
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	47	倉庫業
20	ゴム製品製造業	48	運輸に附帯するサービス業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	大分類J－卸売・小売業	
22	窯業・土石製品製造業	49	各種商品卸売業
23	鉄鋼業	50	繊維・衣服等卸売業
24	非鉄金属製造業	51	飲食料品卸売業
25	金属製品製造業	52	建築材料、鉱物、金属材料等卸売業

中分類・コード	分類産業名
53	機械器具卸売業
54	その他の卸売業
55	各種商品小売業
56	繊維・衣服・身の回り品小売業
57	飲食料品小売業
58	自動車・自転車小売業
59	家具・じゅう器・機械器具小売業
60	その他の小売業
大分類K－金融・保険業	
61	銀行業
62	協同組織金融業
63	郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関
64	貸金業、投資業等非預金信用機関
65	証券業、商品先物取引業
66	補助的金融業、金融附帯業
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービスを含む）
大分類L－不動産業	
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
大分類M－飲食店、宿泊業	
70	一般飲食店
71	遊興飲食店
72	宿泊業
大分類N－医療、福祉	
73	医療業
74	保健衛生
75	社会保険・社会福祉・介護事業
大分類O－教育、学習支援業	
76	学校教育
77	その他の教育、学習支援業
大分類P－複合サービス事業	

中分類・コード	分類産業名
78	郵便局（別掲を除く）
79	協同組合（他に分類されないもの）
大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）	
80	専門サービス業（他に分類されないもの）
81	学術・開発研究機関
82	洗濯・理容・美容・浴場業
83	その他の生活関連サービス業
84	娯楽業
85	産業物処理業
86	自動車整備業
87	機械等修理業（別掲を除く）
88	物品賃貸業
89	広告業
90	その他の事業サービス業
91	政治・経済・文化団体
92	宗教
93	その他のサービス業
94	外国公務
大分類R－公務（他に分類されないもの）	
95	国家公務
96	地方公務
大分類S－分類不能の産業	
99	分類不能の産業

別表 5

傷病性質コード表

大分類	分類項目		コード
負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	骨折		01
	切断		02
	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)		03
	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)		04
	創傷(切創、裂創、刺傷及び挫滅創を含む。)		05
	外傷性の脊髄損傷		06
	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)		07
	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)		08
	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)		12
業務上の負傷に起因する疾病	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血種、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		13
	脳、脊髄及び末消神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸膜部臓器等の疾患		14
	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患		17
	負傷(急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。)による腰痛		18
	脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患(負傷による腰痛を除く。)		19
	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		20
	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		21
	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等の耳の疾患		23
	13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		24
物理的因子による疾病(がんを除く。)	有害光線による疾病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	25
		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	26
		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	27
		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	28

大分類	分　類　項　目		コード
物理的因子による疾病（がんを除く。）	電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		29
	異常気圧による疾病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	31
		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	32
	異常温度条件による疾病	暑熱な場所における業務による熱中症	33
		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	34
		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	35
	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患		36
	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		38
	25から38までに掲げるもの以外の物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病（業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。）		39
身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く。）		40
	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く。）		41
	さく岩機、鋲打ち機、チェンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		42
	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾患	手指の痙攣又は書痙	43
		手指、前腕等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症	44
		頸肩腕症候群	45
	40から45に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因することの明らかな疾病		46

大分類	分　類　項　目		コード
化学物質等による疾病（がんを除く。）	厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの		47
	合成樹脂の熱分解生成物による疾病	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	48
		塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	49
	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務により皮膚疾患		50
	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎気管支喘息等の呼吸器疾患		51
	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		52
	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患		53
	空気中の酵素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症		54
	47から54までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		55
粉じんの吸引による疾病	粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又は、じん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年厚生労働省令第6号）第1号各号に掲げる疾病		56
細菌、ウィルス等の病原体による疾病	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染病疾患		57
	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患		60
	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症		61
	屋外における業務による恙虫病		62
	57から62までに掲げるもの以外の細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		63
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ベンジシンにさらされる業務による尿路系腫瘍		64
	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		65
	4－アミノジフェニルにされる業務による尿路系腫瘍		66
	4－ニトロジフェニルにされる業務による尿路系腫瘍		68

大分類	分　類　項　目	コード
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	69
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	70
	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	71
	ベンゼンにさらされる業務による白血病	72
	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	81
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫及び甲状腺がん	82
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	83
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	84
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	85
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	86
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	87
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	90
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	91
	64から91までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	92
その他業務に起因することの明らかな疾病		93

(注)　1．同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。

2．その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類すること。

3．がんについては、全て64から92までのいずれかに分類すること。

4．原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。

別表6

傷病部位コード表

大分類	分類項目	部位コード
1 頭部	頭蓋部(頭蓋骨、脳及び頭皮を含む。)	11
	眼(眼窩及び視神経を含む。)	12
	耳	13
	口(唇、歯及び舌を含む。)	14
	鼻	15
	顔(他に分類しない部分。)	16
	頭部中の複合部位	18
	頭部で部位不明なもの	19
2 頸部	頸部(咽喉及び頸骨を含む。)	21
3 胴体	背部(脊柱、隣接の筋肉を含む。)	31
	胸部(肋骨、胸骨及び胸部の内臓を含む。)	32
	腹部(内臓を含む。)	33
	骨盤部(腰部)	34
	胴体中の複合部位	38
	胴体で部位不明なもの	39
4 上肢	肩(鎖骨及び肩甲骨を含む。)	41
	上膊	42
	ひじ	43
	前膊	44
	手首	45
	手(指のみのものを除く。)	46
	指	47
	上肢中の複合部位	48
	上肢で部位不明なもの	49
5 下肢	臀部(しり)	51
	太腿(もも)	52
	ひざ	53
	下腿(すね)	54
	足首	55
	足(足指のものを除く。)	56
	足指	57

大分類	分　類　項　目	部位コード
5 下　　肢	下肢中の複合部位	58
	下肢で部位不明のもの	59
6 複 合 部 位	頭部と胴体、頭部と肢体	61
	胴体と肢体	62
	上肢と下肢	63
	その他の複合部位	68
	複合部位不明のもの	69
7 一般的傷病	循環器系統	71
	呼吸器系統	72
	消火器系統	73
	神経系統	74
	その他の一般的傷病	78
	一般的傷病不明のもの	79
9 部 位 不 明	傷病部位不明のもの	99

(注) 1．同一の労働災害で二つ以上の部位を負傷し又は疾病にかかった場合は、その傷病の比較的重い方の部位により分類すること。

2．二つ以上の部位に受けた傷病の重さが同程度である場合は、複合部位に分類すること。(同一の大分類に属する部位の複合は、その大分類中の複合部位とし、異なる大分類に属する部位の複合は、大分類「6複合部位」に分類すること。)。

3．特定の負傷によらず、身体の機能を害した場合は、大分類「7一般的傷病」に分類すること。

4．特定の負傷により二次的に系統障害を起こした場合は、特定の負傷を受けた部位により分類すること。

5．傷病性質のコードが「06」から「93」までのものについては、傷病部位のコードを「99」と記入すること。

別表7　　通勤災害における傷病性質コード表

分類番号	分　類　項　目	傷病性質コード
1	通勤による負傷	10
2	通勤による負傷に起因する疾病	20
3	その他通勤に起因することの明らかな疾病	30

別表8　　通勤方法コード表

分類番号	分　類　項　目	通勤方法コード
1	歩行中	01
2	自転車利用中	02
3	自動車・バイク運転中	03
4	自動車・バイク同乗中	04
5	電車・列車等利用中	05
6	その他	06

別表9　　事故の相手方コード表

分類番号	分　類　項　目	事故の相手方コード
1	自動車・バイク	31
2	電車・列車等	32
3	その他	33
4	相手なし	34